平成28年3月亀山市議会定例会 提出議案 条 例 新 旧 対 照 表

		負
議案第2号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第6号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第7号	亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・1	3
議案第8号	亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例・・・1	5
議案第9号	亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・ 1	6
議案第10号	亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を	
	改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
議案第11号	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・1	8
議案第12号	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・1	9
議案第13号	亀山市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・ 4	2

議案第14号	亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条
	例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・99
議案第15号	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
	正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
議案第16号	亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・103
議案第17号	亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・104
議案第18号	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・106

亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表(附則第2項関係) (亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

改正後	改正前
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 (略)	第2条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共	4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項
団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第4	
8号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務	の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務
職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時	職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時
間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの	間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの
範囲内で、任命権者が定める。	範囲内で、任命権者が定める。
5 (略)	5 (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第1条関係) (亀山市情報公開条例の一部改正)

改正後	改正前
(費用負担)	(費用負担)
第18条 (略)	第18条 (略)
(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	
第18条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求	
については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第	
1項の規定は、適用しない。	
(諮問等)	(諮問等)
第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求	第19条 公開決定等について <u>行政不服審査</u>
があったと	<u>法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立て</u> があったと
きは、当該審査請求 に対する裁決 をすべき実施機関は、次	きは、 <u>当該不服申立て</u> に対する裁決 <u>又は決定</u> をすべき実施機関は、次
の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、亀山市情報公開審	の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、亀山市情報公開
査会に諮問しなければならない。	審査会に諮問しなければならない。
(1) <u>審査請求</u> が不適法であり、却下 <u>する場合</u>	(1) <u>不服申立て</u> が不適法であり、却下 <u>するとき。</u>
(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書	(2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等(請求公文書の全部
の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反	を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条において同じ。)
対意見書が提出されている場合を除く。)	を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開
	<u>することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が</u>
	提出されているときを除く。

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において 読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてし なければならない。
- 3 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>があったときは、実施機 関は、亀山市情報公開審査会の答申を受けるまで、公開を停止するも のとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>審査請求</u>に対する裁決____をしなければならない。
- 5 前項の場合において、当該裁決 は、審査請求書が実施機関 の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなけれ ばならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる ものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1) <u>審査請求人</u>及び参加人<u>(行政不服審査法第13条第4項に規定する</u> 参加人をいう。以下同じ。)
- (2)公開請求者(公開請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除 く。)
- (3)当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第 三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。) (第三者からの審査請求 を棄却する場合等における手続)

- 2 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>があったときは、実施機 関は、亀山市情報公開審査会の答申を受けるまで、公開を停止するも のとする。
- 3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、 これを尊重して、速やかに、当該<u>不服申立て</u>に対する裁決<u>又は決定</u>を しなければならない。
- 4 前項の場合において、当該裁決又は決定は、不服申立書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

- 第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる ものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- (1)不服申立人及び参加人
- (2) 公開請求者(公開請求者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除 く。)
- (3)当該<u>不服申立てに係る公開決定等</u>について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。) (第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

- 第21条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁 決 をする場合について準用する。
- (1)公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する 裁決
- (2)<u>審査請求</u>に係る公開決定等を変更し、<u>当該審査請求</u>に係る公文 書を公開する旨の裁決_____(第三者である参加人が当該公文書の 公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(亀山市情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による実施機関の諮問に応じ、<u>審査請求について</u>審査を行わせるため、亀山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2及び3 (略)

- 4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、<u>審査請求人</u>、 参加人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その説 明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 (略)
- 6 審査会は、公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>に係る諮問が あったときは、他の事件に優先して審査し、早期の答申に努めなけれ ばならない。

 $7 \sim 9$ (略)

- 第21条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁 決又は決定をする場合について準用する。
- (1)公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する 裁決又は決定
- (2) <u>不服申立て</u>に係る公開決定等を変更し、<u>当該公開決定等</u>に係る公文 書を公開する旨の裁決<u>又は決定</u>(第三者である参加人が当該公文書の 公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(亀山市情報公開審査会)

第22条 第19条第1項の規定による実施機関の諮問に応じ、<u>不服申立ての</u>審査を行わせるため、亀山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2及び3 (略)

- 4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、<u>不服申立人</u>、 参加人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求め、その説 明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 5 (略)
- 6 審査会は、公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>に係る諮問が あったときは、他の事件に優先して審査し、早期の答申に努めなけれ ばならない。

 $7 \sim 9$ (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第2条関係) (亀山市個人情報保護条例の一部改正)

(亀山巾個人情報保護条例の一部以上)		
改正後	改正前	
目次	目次	
第1章 総則(第1条一第5条)	第1章 総則(第1条―第5条)	
第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条―第13条)	第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条―第13条)	
第3章 自己情報の開示請求等(第14条―第22条)	第3章 自己情報の開示請求等(第14条一第22条)	
第4章 <u>審査請求</u> (第23条・第24条)	第4章 <u>不服申立て</u> (第23条・第24条)	
第5章 雑則(第25条—第28条)	第5章 雑則(第25条—第28条)	
附則	附則	
第4章 審查請求	<u>第4章</u> <u>不服申立て</u>	
(審査請求)	(<u>不服申立て</u>)	
第23条 第17条第1項の決定に関し、審査請求	第23条 第17条第1項の決定に関し、行政不服審査法(昭和37年	
	法律第160号)の規定に基づく不服申立て等(以下「不服申立て」	
があったときは、当該審査請求 に係る処分庁、審査庁等	<u>という。)</u> があったときは、 <u>当該不服申立て</u> に係る処分庁、審査庁等	
は、 <u>当該審査請求</u> が不適法であることを理由として却下するときを	は、 <u>当該不服申立て</u> が不適法であることを理由として却下するときを	
除き、次条に規定する審査会に諮問し、これに対する答申又はその意	除き、次条に規定する審査会に諮問し、これに対する答申又はその意	
見を受けて <u>当該審査請求</u> に対する <u>裁決</u> を行うものとする。	見を受けて <u>当該不服申立て</u> に対する <u>決定、裁決等</u> を行うものとする。	
2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法(平成26年法律第68		
号) 第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の		
弁明書の写しを添えてしなければならない。		

3 第17条第1項の決定又は第14条第1項の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会の設置)

第24条 実施機関の諮問に応じ、<u>審査請求</u>の審査を行わせるため、 亀山市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2及び3 (略)

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは<u>、審査請求人</u>、 実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは 意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

 $5 \sim 9$ (略)

(審査会の設置)

第24条 実施機関の諮問に応じ、<u>不服申立て</u>の審査を行わせるため、 亀山市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2及び3 (略)

4 審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは<u>、不服申立人</u>、 実施機関の職員その他関係者に対して出席を求め、その説明若しくは 意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

 $5 \sim 9$ (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第3条関係) (亀山市職員給与条例の一部改正)

改正後	改正前
第46条 (略)	第46条 (略)
2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一	2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一
時差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平成26年</u>	時差止処分」という。)を受けた者は、行政不服審査法(昭和37年
<u>法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が経過した後	法律第160号) 第14条又は第45条に規定する期間が経過した後
においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差	においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差
止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。	止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
$3\sim 6$ (略)	$3\sim 6$ (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第4条関係) (亀山市職員退職手当支給条例の一部改正)

(福岡市園東港園1日大浦水町で 中央上)		
改正後	改正前	
(退職手当の支払の差止め)	(退職手当の支払の差止め)	
第18条 (略)	第18条 (略)	
2及び3 (略)	2及び3 (略)	
4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分	4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分	
(以下「支払差止処分」という。) を受けた者は、 <u>行政不服審査法(平</u>	(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審査法(昭</u>	
成26年法律第68号)第18条第1項本文 に規定する期	和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条に規定する期	
間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由	間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由	
に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消し	に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消し	
を申し立てることができる。	を申し立てることができる。	
$5 \sim 1 \ 0$ (略)	5~10 (略)	

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第5条関係) (亀山市税条例の一部改正)

(电角中心水)	
改正後	改正前
(災害等による期限の延長)	(災害等による期限の延長)
第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により法	第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により法
又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(<u>審査請求</u>	又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(<u>不服申立</u>
に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条中「申	<u>て</u> に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条中「申
告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができ	告等」という。) に関する期限までにこれらの行為をすることができ
ないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該	ないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該
期限を延長するものとする。	期限を延長するものとする。
$2\sim5$ (略)	2~5 (略)

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第6条関係) (亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

改正後	改正前
(審査請求_)	(異議申立て)
第32条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は	第32条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は
消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業	消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業
務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損	務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損
害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、	害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、
市長に対して、 <u>審査請求</u> をすることができる。	市長に対して、 <u>異議申立て</u> をすることができる。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第7条関係) (亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

改正後	改正前
(公平委員会の報告事項)	(公平委員会の報告事項)
第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項 は、次に掲げる事項とする。	第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項 は、次に掲げる事項とする。
(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況	(1)勤務条件に関する措置の要求の状況
(2) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	(2)不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表(第8条関係) (亀山市行政手続条例の一部改正)

(电山川)以于机术例》 印以正/	
改正後	改正前
(適用除外)	(適用除外)
第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2 までの規定は、適用しない。	第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2 までの規定は、適用しない。
(1)~(9)(略) (10)審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、 決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の 機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基 づいてされる処分及び行政指導	(1)~(9)(略) (10)審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、 決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の 機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基 づいてされる処分及び行政指導
(11) (略)	(11) (略)

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(審査の申出)	(審査の申出)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1)審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所	(1)審査申出人の氏名又は名称及び住所
(2)審査の申出に係る処分の内容	
(3) ~ (5) (略)	<u>(2) ~ (4)</u> (略)
3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を 互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申 出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、 総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施 行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添 付しなければならない。 4及び5 (略) 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格	3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を 互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申 出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、 総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法(昭 和37年法律第160号)第13条第1項 に規定する書面を添 付しなければならない。 4及び5 (略)
を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。 (書面審理)	(書面審理)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利	

用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。

4 (略)

<u>5</u> <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市</u> 長に送付しなければならない。

(決定書の作成)

第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した</u>決定書正副2通を作成しなければならない。

(1) 主文

- (2) 事案の概要
- (3)審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由
- 2 (略)

2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。

<u>3</u> (略)

(決定書の作成)

第12条 委員会は、審査の決定をする場合においては、_____

決定書正副2通を作成しなければ

ならない。

2 (略)

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(任命権者の報告事項)	(任命権者の報告事項)
第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報	第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報
告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非	告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非
常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の	常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の
職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事	職を占める職員を除く。)を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事
項とする。	項とする。
(1)職員の任免及び職員数に関する状況	(1) 職員の任免及び職員数に関する状況
(2) 職員の人事評価の状況	
<u>(3)</u> 職員の給与の状況	<u>(2)</u> 職員の給与の状況
<u>(4)</u> 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	<u>(3)</u> 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
(5) 職員の休業の状況	
(6)職員の分限及び懲戒処分の状況	<u>(4)</u> 職員の分限及び懲戒処分の状況
<u>(7)</u> 職員の服務の状況	<u>(5)</u> 職員の服務の状況
(8) 職員の退職管理の状況	
<u>(9)</u> 職員の研修 <u></u> の状況	<u>(6)</u> 職員の研修 <u>及び勤務成績の評定</u> の状況
(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況	<u>(7)</u> 職員の福祉及び利益の保護の状況
(11) その他市長が必要と認める事項	_(8) その他市長が必要と認める事項

亀山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

电田印献兵▽刧幼村町、小戦寺に因する	
改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下
「法」という。) <u>第24条第5項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、	「法」という。) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、
休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)
第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところによ	第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところによ
り、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障が	り、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障が
ある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に	ある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に
係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行	係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行
うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間	うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間
の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものと	の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。) をさせるものと
する。	する。
(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員	(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就	(2)小学校に就
学している子のある職員であって、規則で定めるもの	学している子のある職員であって、規則で定めるもの
2及び3 (略)	2及び3 (略)

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正後			改正前	
附 則 (他の法令に 第9条 (略)	こよる給付との調整)		附 則 (他の法令に 第9条 (略)	こよる給付との調整)	
傷病補償年金	障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)		傷病補償年金	(略) 障害厚生年金等(当該補償の事由となった 障害について障害基礎年金が支給される場 合を除く。)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		
	等(当該補償の事由となった障害について障害 計される場合を除く。)	(略) (<u>0.88</u>		等(当該補償の事由となった障害について障害 合される場合を除く。)	(略) <u>0.86</u>
(略)		(略)	(略)		(略)

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	改正後			改正前	
別表(第2条、第3条	関係)		別表(第2条、第3条	関係)	
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
教育委員会委員	月額 54,100円	(略)	教育委員会委員長	月額 74,500円	(略)
			教育委員会委員(教育	月額 54,100円	
			長である委員を除く。)		
(略)	(略)		(略)	(略)	

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表 (第1条関係)

改正後	改正前
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第47条 (略)	第47条 (略)
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に
従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者	従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者
が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の	が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の
区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。	区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。
(1)前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎	(1)前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎
額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又	額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又
は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した	は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した
日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受け	日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受け
るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を	るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を
加算した額に <u>、6月に支給する場合においては</u> 100分の75 <u>、12</u>	加算した額に100分の75
月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額	を乗じて得た額の総額
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額	(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額
に <u>、6月に支給する場合においては</u> 100分の35 <u>、12月に支給す</u>	に100分の35
<u>る場合においては100分の40</u> を乗じて得た額の総額	を乗じて得た額の総額
附則	附則
14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定め	14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定め
る額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、	る額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、

同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の15、12月に支給する場合においては100分の150分の150分の

別表第1から別表第4まで 別紙のとおり

同号に掲げる職員で附則第11項の規定	により給与が減ぜられて支給
されるものの勤勉手当減額対象額に	1
00分の1.125	
を乗じて得た額(最低号給に達した	ない場合にあっては、勤勉手当
減額基礎額に	100分の75
	を乗じて得た額)の総額に相
当する額を減じた額とする。	
別表第1から別表第4まで 別紙のとおり	

(改正後)

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表 (一)

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表 (一)

職員	職務	a Jerr	0 /27	0 /27	4 Jen	= Jan	0 VII	F /27
の区	の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級
分	号給	給料月額						
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	137, 600	187, 700	223, 900	258, 300	285, 000	315, 800	360, 100
員以	2	138, 700	189, 500	225, 500	260, 400	287, 200	318, 000	362, 700
外の	3	139, 900	191, 300	227, 100	262, 300	289, 500	320, 300	365, 200
職員	4	141, 000	193, 100	228, 700	264, 400	291, 700	322, 500	367, 800
	5	142, 100	194, 700	230, 300	266, 300	293, 700	324, 800	369, 900
	6	143, 200	196, 500	232, 000	268, 300	296, 000	326, 800	372, 400
	7	144, 300	198, 300	233, 600	270, 400	298, 300	329, 000	374, 800
	8	145, 400	200, 100	235, 200	272, 500	300,600	331, 200	377, 300
	9	146, 500	201, 800	236, 800	274, 600	302, 700	333, 300	379, 800
	10	147, 900	203, 600	238, 400	276, 600	305, 000	335, 500	382, 500
	11	149, 200	205, 400	240,000	278, 700	307, 200	337, 600	385, 10
	12	150, 500	207, 200	241,600	280, 800	309, 500	339, 800	387, 80
	13	151, 800	208, 600	243, 200	282, 800	311, 700	341, 800	390, 20
	14	153, 300	210, 400	244, 700	284, 900	313, 800	343, 800	392, 50
	15	154, 800	212, 100	246, 200	286, 900	316, 000	345, 900	394, 70
	16	156, 400	213, 900	247, 700	289, 000	318, 100	347, 900	397, 10
	17	157, 700	215, 600	249, 200	291, 000	320, 200	349, 800	398, 90
	18	159, 200	217, 300	251, 100	293, 000	322, 200	351, 800	400, 90
	19	160, 700	219, 000	252, 900	295, 100	324, 300	353, 700	402, 80
	20	162, 200	220,600	254, 700	297, 100	326, 300	355, 600	404, 60
	21	163, 600	222, 200	256, 400	299, 200	328, 300	357, 600	406, 50
	22	166, 300	223, 900	258, 300	301, 300	330, 400	359, 500	408, 30
	23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 10
	24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 00
	25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 80
	26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 30
	27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340,000	369, 300	416, 80
	28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 40

			T	T	T	T	T	(単位:円)
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級
分	号給	給料月額						
再任		円	円	円	円	円	円	円
用職	1	140, 100	190, 200	226, 400	259, 900	286, 200	317, 000	361, 300
員以	2	141, 200	192, 000	228, 000	261, 900	288, 400	319, 200	363, 900
外の	3	142, 400	193, 800	229, 500	263, 700	290, 700	321, 500	366, 400
職員	4	143, 500	195, 600	231, 100	265, 800	292, 900	323, 700	369, 000
	5	144, 600	197, 200	232, 600	267, 700	294, 900	326, 000	371, 100
	6	145, 700	199, 000	234, 300	269, 600	297, 200	328, 000	373, 600
	7	146, 800	200, 800	235, 800	271,600	299, 500	330, 200	375, 900
	8	147, 900	202, 600	237, 400	273, 700	301, 800	332, 400	378, 400
	9	149,000	204, 300	238, 900	275, 800	303, 900	334, 500	380, 900
	10	150, 400	206, 100	240, 400	277, 800	306, 200	336, 700	383, 600
	11	151, 700	207, 900	242, 000	279, 900	308, 400	338, 800	386, 200
	12	153, 000	209, 700	243, 500	282, 000	310, 700	341,000	388, 900
	13	154, 300	211, 100	245, 000	284, 000	312, 900	343, 000	391, 300
	14	155, 800	212, 900	246, 500	286, 100	315, 000	345, 000	393, 600
	15	157, 300	214, 600	247, 900	288, 100	317, 200	347, 100	395, 800
	16	158, 900	216, 400	249, 300	290, 200	319, 300	349, 100	398, 200
	17	160, 200	218, 100	250, 800	292, 200	321, 400	351,000	400,000
	18	161, 700	219, 800	252, 600	294, 200	323, 400	353, 000	402,000
	19	163, 200	221, 400	254, 300	296, 300	325, 500	354, 800	403, 900
	20	164, 700	223, 000	256, 100	298, 300	327, 500	356, 700	405, 700
	21	166, 100	224, 500	257, 800	300, 400	329, 500	358, 700	407, 600
	22	168, 800	226, 200	259, 600	302, 500	331, 600	360, 600	409, 400
	23	171, 400	227, 800	261, 400	304, 500	333, 600	362, 600	411, 200
	24	174, 000	229, 400	263, 100	306, 600	335, 700	364, 500	413, 100
	25	176, 700	230, 800	265, 100	308, 400	337, 300	366, 500	414, 900
	26	178, 400	232, 300	267, 000	310, 500	339, 200	368, 400	416, 400
ſ	27	180, 100	233, 800	268, 800	312,600	341, 100	370, 400	417, 900
	28	181, 800	235, 100	270, 700	314, 600	343, 000	372, 400	419, 500

21

29	183, 300	236, 400	272, 400	316, 600	344, 700	373, 900	421, 100		29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343,600	372, 800	420,000
30	185, 100	237, 600	274, 300	318, 600	346, 600	375, 700	422, 400		30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300
31	186, 900	238, 700	276, 200	320, 700	348, 500	377, 500	423, 700		31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600
32	188,600	239, 900	278, 000	322, 800	350, 300	379, 100	424, 900		32	186, 100	238, 300	276, 800	321,600	349, 200	378, 000	423, 800
33	190, 200	241, 200	279, 700	324, 300	352, 200	380, 900	426, 100		33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000
34	191, 700	242, 500	281,600	326, 300	354, 000	382, 300	427, 400		34	189, 200	241,000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300
35	193, 200	243, 700	283, 400	328, 200	355, 800	383, 800	428, 700		35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600
36	194, 700	245, 000	285, 300	330, 300	357, 500	385, 400	429, 900		36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800
37	196, 000	246, 000	287, 000	332, 200	358, 900	386, 800	431, 100		37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000
38	197, 300	247, 400	288, 700	334, 100	360, 200	388,000	431, 900		38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800
39	198, 600	248, 900	290, 500	336, 100	361, 600	389, 200	432, 700		39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431,600
40	199, 900	250, 400	292, 300	338, 000	363, 000	390, 300	433, 500		40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400
41	201, 200	251, 800	294, 000	339, 900	364, 300	391, 400	434, 100		41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000
42	202, 500	253, 200	295, 700	341,800	365, 200	392, 600	434, 800		42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700
43	203, 800	254, 600	297, 400	343, 600	366, 300	393, 800	435, 500		43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400
44	205, 100	256, 000	299, 000	345, 500	367, 400	394, 900	436, 200		44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100
45	206, 300	257, 200	300, 700	347,000	368, 200	395, 600	437,000		45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900
46	207, 600	258, 500	302, 400	348, 400	369, 100	396, 300	437, 800		46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368,000	395, 200	436, 700
47	208, 900	259, 900	304, 000	349, 900	370,000	397, 000	438, 200		47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100
48	210, 200	261, 300	305, 700	351, 400	370, 900	397, 700	438, 900		48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800
49	211, 300	262, 600	306, 900	353, 000	371,800	398, 300	439, 400		49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300
50	212, 400	263, 700	308, 400	353, 800	372, 600	398, 900	439, 800		50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700
51	213, 400	265, 000	309, 900	355, 000	373, 400	399, 400	440, 200		51	211,000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100
52	214, 500	266, 300	311, 500	356, 000	374, 200	399, 800	440,600		52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500
53	215, 600	267, 400	313, 100	356, 900	374, 900	400, 200	441,000		53	213, 300	266, 200	312,000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900
54	216, 600	268, 500	314, 700	358, 000	375, 600	400, 500	441, 400		54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300
55	217, 500	269, 800	316, 300	358, 900	376, 300	400,800	441,800		55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700
56	218, 500	271, 100	317, 800	360, 000	377, 000	401, 100	442, 100		56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400,000	441,000
57	219, 200	272, 200	319, 300	360, 900	377, 500	401, 400	442, 400		57	217, 100	271,000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300
58	220, 100	273, 200	320, 500	361, 600	378, 100	401, 700	442, 800		58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400,600	441, 700
59	221,000	274, 300	321, 700	362, 300	378, 700	402,000	443, 100		59	219, 000	273, 100	320,600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000
60	221, 900	275, 400	322, 900	363, 000	379, 400	402, 300	443, 400		60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300
61	222, 600	276, 600	323, 600	363, 400	379, 800	402,600	443, 700		61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442,600
62	223, 600	277, 600	324, 500	364, 000	380, 500	402, 900			62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401,800	

63	224, 500	278, 500	325, 300	364, 700	381, 100	403, 200	- 1		63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100
64	225, 400	279, 500	326, 100	365, 400	381, 700	403, 500			64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400
65	226, 100	280, 300	327, 000	365, 700	382, 100	403, 800			65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700
66	227, 000	281, 200	327, 400	366, 400	382, 700	404, 100			66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000
67	227, 900	281, 900	328, 100	367, 100	383, 300	404, 400			67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300
68	229, 000	282, 800	328, 900	367, 800	383, 900	404, 700			68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600
69	229, 800	283, 800	329, 700	368, 100	384, 300	404, 900			69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800
70	230, 500	284, 600	330, 400	368, 700	384, 800	405, 200			70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100
71	231, 200	285, 400	331, 100	369, 400	385, 300	405, 500			71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400
72	232, 000	286, 200	331, 800	370, 000	385, 900	405, 800			72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700
73	232, 800	287, 000	332, 300	370, 300	386, 200	406, 000			73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900
74	233, 500	287, 500	332, 900	370, 900	386, 600	406, 300			74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200
75	234, 200	287, 900	333, 400	371,600	387,000	406, 600			75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500
76	234, 900	288, 400	334, 000	372, 200	387, 400	406, 800			76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700
77	235, 600	288, 500	334, 300	372,600	387, 700	407, 000			77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900
78	236, 400	288, 900	334, 800	373, 100	388,000	407, 300			78	235, 200	287, 800	333, 700	372,000	386, 900	406, 200
79	237, 200	289, 100	335, 200	373, 700	388, 300	407, 600			79	236, 000	288, 000	334, 100	372,600	387, 200	406, 500
80	238, 000	289, 500	335, 700	374, 200	388,600	407, 800			80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700
81	238, 700	289, 700	336, 100	374, 700	388, 800	408, 000			81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900
82	239, 400	289, 900	336, 600	375, 300	389, 100	408, 300			82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200
83	240, 100	290, 300	337, 100	375, 800	389, 400	408, 600			83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500
84	240, 800	290, 600	337, 600	376, 100	389, 600	408, 800			84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700
85	241, 500	290, 900	337, 900	376, 500	389, 800	409, 000			85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900
86	242, 200	291, 200	338, 300	377, 000	390, 100				86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000	
87	242, 900	291, 500	338, 800	377, 400	390, 400				87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300	
88	243, 600	291, 900	339, 200	377, 800	390, 600				88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500	
89	244, 300	292, 200	339, 500	378, 200	390, 800				89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700	
90	244, 800	292, 600	339, 900	378, 700	391, 100				90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000	
91	245, 300	292, 900	340, 400	379, 100	391, 400				91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300	
92	245, 800	293, 300	340, 800	379, 500	391, 600				92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500	
93	246, 100	293, 400	341,000	379, 800	391, 800				93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700	
94		293, 600	341, 400						94		292, 500	340, 300			
95		294, 000	341, 900						95		292, 900	340, 800			
96		294, 400	342, 300						96		293, 300	341, 200			

	,		·	·	職員に適用	·	·	員		 	·	·	ŕ	r	,	
E 我	186, 500	214, 000	254, 000	273, 400	288, 500	313, 900	355, 600	再任 用職		185, 400	212, 900	252, 900	272, 300	287, 400	312, 800	354, 50
125		303,000							125		301, 900					
124		302, 700							124		301,600					
123		302, 400							123		301, 300					
122		302, 100							122		301,000					
121		301, 900							121		300, 800					
120		301, 500							120		300, 400					
119		301, 200							119		300, 100					
118		300, 900							118		299, 800					
117		300, 700							117		299, 600					
116		300, 500							116		299, 400					
115		300, 100							115		299, 000					
114		299, 800							114		298, 700					
113		299, 500	348, 800						113		298, 400	347, 700				
112		299, 400	348, 300						112		298, 300	347, 200				
111		299, 100	348, 000						111		298, 000	346, 900				
110		298, 700	347, 700						110		297, 600	346, 600				
109		298, 300	347, 300						109		297, 200	346, 200				
108		298, 100	346, 800						108		297, 000	345, 700				
107		297, 800	346, 400						107		296, 700	345, 300				
106		297, 400	346, 000						106		296, 300	344, 900				
105		297, 100	345, 600						105		296, 000	344, 500				
104		296, 900	345, 100						104		295, 800	344, 000				
103		296, 600	344, 700						103		295, 500	343, 600				
102		296, 200	344, 300						102		295, 100	343, 200				
101		295, 900	343, 900						101		294, 800	342, 800				
100		295, 700	343, 600						100		294, 600	342, 500				
99		295, 300	343, 300						99		294, 200	342, 200				
98		294, 900	342, 900						98		293, 800	341,800				
97		294, 600	342, 400						97		293, 500	341, 300			1	I

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 11 条に規定する職員を除く。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第 11 条に規定する職員を除く。

(改正後)

別表第2(第4条関係) 医療職給料表(一)

(単位:円)

				,	(単位:円)
職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円
用職	1	243, 300	328, 600	394, 300	470, 100
員以	2	245, 800	331,600	397, 200	472, 400
外の	3	248, 300	334, 500	400, 100	474, 600
職員	4	250, 800	337, 600	403, 000	476, 900
	5	253, 100	340, 300	405, 700	479, 200
	6	256, 900	343, 600	408, 400	481, 400
	7	260, 700	346, 800	411, 200	483, 600
	8	264, 500	349, 900	414, 000	485, 800
	9	268, 100	352, 900	416, 600	487, 800
	10	272, 100	355, 900	419, 300	489, 900
	11	276, 100	359,000	422, 000	492, 000
	12	280, 100	362, 200	424, 700	494, 100
	13	283, 900	365, 300	427, 200	496, 200
	14	287, 900	368, 900	429, 700	498, 300
	15	291, 800	372, 300	432, 100	500, 400
	16	295, 700	376, 000	434, 600	502, 500
	17	299, 500	379, 600	436, 800	504, 600
	18	303, 100	382, 300	439, 200	506, 600
	19	306, 600	385, 100	441,600	508, 600
	20	310, 200	387, 900	444, 000	510, 600
	21	313, 800	390, 800	446, 000	512, 400
	22	317, 500	393, 400	448, 400	514, 200
	23	321,000	396, 000	450, 800	516, 100
	24	324, 700	398, 600	453, 100	518, 000
	25	328, 200	400, 900	455, 300	519, 700
	26	331,000	403, 200	457, 600	521, 500
	27	333, 700	405, 500	459, 800	523, 300
	28	336, 300	407, 800	462, 100	525, 100

別表第2(第4条関係) 医療職給料表(一)

(単位:円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			((単位:円)		
職員の区	職務 の級	1級	2級	3 級	4 級		
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		
再任		円	円	円	円		
用職	1	237, 700	323, 400	390, 600	467, 100		
員以	2	240, 200	326, 500	393, 500	469, 400		
外の	3	242, 700	329, 600	396, 400	471, 700		
職員	4	245, 200	332, 700	399, 300	474, 000		
	5	247, 600	335, 600	402,000	476, 300		
	6	251, 400	338, 900	404, 800	478, 500		
	7	255, 200	342, 200	407, 600	480, 700		
	8	259, 000	345, 500	410, 400	482, 900		
	9	262, 600	348, 600	413, 000	485, 200		
	10	266, 600	351, 800	415, 700	487, 300		
	11	270,600	355, 000	418, 400	489, 400		
	12	274, 600	358, 200	421, 100	491, 500		
	13	278, 500	361, 300	423, 600	493, 600		
	14	282, 500	365, 000	426, 100	495, 700		
	15	286, 500	368, 700	428, 600	497, 800		
	16	290, 500	372, 400	431, 100	499, 900		
	17	294, 300	376, 000	433, 400	502,000		
	18	297, 900	378, 800	435, 800	504,000		
	19	301, 500	381,600	438, 200	506,000		
	20	305, 100	384, 400	440,600	508,000		
	21	308, 800	387, 300	442, 900	509, 800		
	22	312,600	389, 900	445, 300	511, 700		
	23	316, 300	392, 500	447, 700	513, 600		
	24	320,000	395, 100	450, 100	515, 500		
	25	323, 600	397, 500	452, 400	517, 200		
	26	326, 500	399, 800	454, 700	519,000		
	27	329, 300	402, 100	457, 000	520, 800		
	28	332, 100	404, 400	459, 300	522, 600		

25

	29	339, 100	410, 200	464, 300	527, 000
	30	341, 400	412, 300	466, 600	528, 800
	31	343, 600	414, 300	468, 900	530, 600
	32	346, 000	416, 400	471, 100	532, 400
	33	348, 400	418, 500	473, 100	534, 000
	34	350, 800	420, 500	475, 200	535, 800
	35	353, 100	422, 500	477, 300	537, 500
	36	355, 600	424, 500	479, 400	539, 300
	37	358, 000	426, 600	481, 500	540, 900
	38	360, 400	428, 600	483, 300	542, 500
	39	362, 800	430, 600	485, 100	543, 900
	40	365, 200	432, 600	486, 900	545, 500
	41	367, 500	434, 600	488, 600	547, 000
	42	368, 900	436, 400	490, 400	548, 400
	43	370, 400	438, 100	492, 200	549, 800
	44	371, 900	439, 900	494, 000	551, 100
	45	373, 400	441,800	495, 600	552, 300
	46	374, 800	443, 600	497, 300	553, 300
	47	376, 300	445, 400	499, 100	554, 300
	48	377, 800	447, 100	500, 900	555, 300
	49	379, 100	448, 900	502, 500	556, 300
	50	380, 100	450,600	503, 800	557, 200
	51	381, 100	452, 400	505, 100	558, 100
	52	382, 100	454, 200	506, 400	559, 000
	53	383, 100	456, 100	507, 700	559, 800
	54	384, 000	457, 300	509,000	560, 700
	55	384, 900	458, 500	510, 300	561, 600
	56	385, 800	459, 700	511,600	562, 500
	57	386, 800	460, 900	512, 600	563, 400
	58	387, 700	461, 900	513, 400	564, 300
	59	388, 500	462, 900	514, 200	565, 200
	60	389, 300	463, 900	515, 000	565, 900
	61	390, 100	464, 700	515, 900	566, 800
	62	390, 600	465, 400	516, 700	567, 700
•				'	

29	335, 000	406, 800	461, 500	524, 500	
30	337, 400	408, 900	463, 800	526, 300	
31	339, 800	411,000	466, 100	528, 100	
32	342, 200	413, 100	468, 400	529, 900	
33	344,600	415, 300	470, 500	531, 700	
34	347, 100	417, 300	472, 600	533, 500	
35	349, 600	419, 300	474, 700	535, 300	
36	352, 100	421, 300	476, 800	537, 100	
37	354, 500	423, 400	478, 900	538, 800	
38	356, 900	425, 400	480, 700	540, 400	
39	359, 300	427, 400	482, 500	542,000	
40	361, 700	429, 400	484, 300	543,600	
41	364, 000	431, 500	486, 000	545, 200	
42	365, 500	433, 300	487, 800	546, 600	
43	367, 000	435, 100	489, 600	548,000	
44	368, 500	436, 900	491, 400	549, 400	
45	370, 100	438, 800	493, 000	550, 600	
46	371,600	440,600	494, 800	551,600	
47	373, 100	442, 400	496, 600	552,600	
48	374, 600	444, 200	498, 400	553, 600	
49	375, 900	446, 100	500, 000	554, 700	
50	376, 900	447, 900	501, 300	555, 600	
51	377, 900	449, 700	502, 600	556, 500	
52	378, 900	451, 500	503, 900	557, 400	
53	380, 000	453, 400	505, 200	558, 300	
54	380, 900	454, 600	506, 500	559, 200	
55	381, 800	455, 800	507, 800	560, 100	
56	382, 700	457, 000	509, 100	561,000	
57	383, 700	458, 200	510, 300	561, 900	
58	384, 600	459, 200	511, 200	562, 800	
59	385, 500	460, 200	512, 100	563, 700	
60	386, 400	461, 200	513, 000	564, 600	
61	387, 300	462, 100	513, 900	565, 500	
62	387, 800	462, 800	514, 800	566, 400	

63	391, 000	466, 100	517, 600	568, 600	ĺ	63	388, 300	463, 500	515, 700	567, 300
64	391, 500	466, 800	518, 400	569, 500		64	388, 800	464, 200	516, 600	568, 200
65	391, 800	467, 500	519, 300	570, 400		65	389, 100	464, 900	517, 500	569, 100
66	001,000	468, 200	520, 200	0.0, 100		66	330,133	465, 600	518, 400	000, 100
67		468, 900	520, 900			67		466, 300	519, 300	
68		469, 600	521, 800			68		467, 000	520, 200	
69		470, 100	522, 700			69		467, 500	521, 100	
70		470, 800	523, 500			70		468, 200	522, 000	
71		471, 500	524, 400			71		468, 900	522, 900	
72		472, 200	525, 300			72		469, 600	523, 800	
73		472,600	526, 100			73		470, 100	524, 600	
74		473, 200	527, 000			74		470, 800	525, 500	
75		473, 900	527, 900			75		471, 500	526, 400	
76		474, 600	528, 600			76		472, 200	527, 300	
77		475, 000	529, 400			77		472, 700	528, 100	
78		475, 600	530, 300			78		473, 300	529, 000	
79		476, 200	531, 200			79		473, 900	529, 900	
80		476, 700	532, 100			80		474, 500	530, 800	
81		477, 300	532, 900			81		475, 100	531, 600	
82		477, 800	533, 800			82		475, 700	532, 500	
83		478, 300	534, 700			83		476, 300	533, 400	
84		478, 800	535, 600			84		476, 900	534, 300	
85		479, 200	536, 400			85		477, 400	535, 100	
86		479, 800	537, 300			86		478, 000	536, 000	
87		480, 200	538, 200			87		478, 600	536, 900	
88		480, 700	539, 100			88		479, 200	537, 800	
89		481, 200	539, 900			89		479, 700	538, 600	
90		481,800				90		480, 300		
91		482, 400				91		480, 900		
92		482, 800				92		481, 500		
93		483, 300				93		482, 000		
94		483, 900				94		482, 600		
95		484, 500				95		483, 200		
96		485, 100				96		483, 800		

	97		485, 600		
再任 用職 員		295, 000	337, 400	391, 800	464, 800

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

	97		484, 300		
再任 用職員		293, 800	336, 200	390, 600	463, 700

備考 この表は、病院に勤務する医師に適用する。

別表第3(第4条関係) 医療職給料表(二)

(単位:円)

							(単位:円)
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	145, 000	182, 900	218, 200	244, 400	277, 100	324, 900
	2	146, 400	184, 500	219, 800	245, 800	279, 100	326, 900
	3	147, 800	186, 100	221, 400	247, 000	281, 300	329, 100
	4	149, 200	187, 700	223, 000	248, 400	283, 500	331, 300
	5	150, 400	189, 200	224, 400	249, 600	285, 700	333, 300
	6	152, 200	190, 800	226, 000	250, 800	287, 800	335, 500
	7	153, 900	192, 400	227, 500	252, 000	289, 900	337, 600
	8	155, 600	193, 900	229, 100	253, 300	292, 100	339, 800
	9	157, 300	195, 500	230, 400	254, 600	294, 100	341, 800
	10	159, 000	197, 200	231, 900	255, 600	296, 300	343, 900
	11	160, 700	198, 800	233, 300	256, 700	298, 400	346, 100
	12	162, 500	200, 500	234, 600	257, 700	300, 600	348, 200
	13	164, 000	202, 100	236, 300	259, 000	302, 800	349, 900
	14	165, 900	203, 700	237, 700	260, 600	304, 800	351, 900
	15	167, 900	205, 300	238, 900	262, 200	306, 900	353, 800
	16	169, 800	206, 900	240, 300	263, 700	308, 900	355, 800
	17	171, 700	208, 400	241, 500	265, 300	311, 100	357, 700
	18	173, 600	210,000	242, 700	267, 100	313, 100	359, 700
	19	175, 400	211, 700	243, 900	268, 900	315, 200	361, 700
	20	177, 300	213, 400	245, 200	270, 800	317, 300	363, 700
	21	179, 200	214, 700	246, 600	272, 600	319, 200	365, 500
	22	180, 700	216, 200	247, 600	274, 400	321, 200	367, 500
	23	182, 200	217, 600	248, 700	276, 200	323, 100	369, 600
	24	183, 700	219, 100	249, 800	278, 000	325, 100	371, 700
	25	185, 300	220, 500	251,000	279, 800	327, 100	373, 100
	26	186, 800	221, 900	252, 500	281, 700	329, 000	374, 900
	27	188, 300	223, 200	253, 900	283, 600	331,000	376, 700
	28	189, 700	224, 500	255, 400	285, 400	333, 000	378, 400

別表第3(第4条関係) 医療職給料表(二)

(単位:円)

職員	職務	4 VII	0 /17	D VII	4 (677		6 知	
の区	の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
		円	円	円	円	円	円	
	1	142, 400	180, 300	215, 500	242,000	275, 700	323, 700	
	2	143, 800	181, 900	217, 100	243, 400	277, 800	325, 700	
	3	145, 200	183, 500	218, 700	244, 700	280, 000	327, 900	
	4	146, 600	185, 100	220, 300	246, 100	282, 200	330, 100	
	5	147, 800	186, 600	221, 700	247, 400	284, 400	332, 100	
	6	149, 600	188, 200	223, 300	248, 700	286, 500	334, 300	
	7	151, 300	189, 800	224, 800	250,000	288, 700	336, 400	
	8	153, 000	191, 300	226, 400	251, 300	290, 900	338, 600	
	9	154, 700	192, 900	227, 900	252, 700	292, 900	340, 600	
	10	156, 400	194, 600	229, 400	253, 700	295, 100	342, 700	
	11	158, 100	196, 200	230, 800	254, 900	297, 200	344, 900	
	12	159, 900	197, 900	232, 200	256, 100	299, 400	347, 000	
	13	161, 400	199, 500	234, 000	257, 400	301,600	348, 700	
	14	163, 300	201, 100	235, 400	259, 100	303, 600	350, 700	
	15	165, 300	202, 700	236, 700	260, 700	305, 700	352, 600	
	16	167, 200	204, 300	238, 100	262, 300	307, 700	354, 600	
	17	169, 100	205, 800	239, 400	263, 900	309, 900	356, 600	
	18	171, 000	207, 500	240, 700	265, 800	311, 900	358, 600	
	19	172, 800	209, 200	242, 000	267, 600	314, 000	360, 600	
	20	174, 700	210, 900	243, 300	269, 500	316, 100	362, 600	
	21	176, 600	212, 200	244, 700	271, 300	318,000	364, 400	
	22	178, 100	213, 700	245, 800	273, 100	320,000	366, 400	
	23	179, 600	215, 100	247, 000	275, 000	321, 900	368, 500	
	24	181, 100	216, 600	248, 200	276, 800	323, 900	370, 600	
	25	182, 700	218, 000	249, 400	278, 600	325, 900	372, 000	
	26	184, 200	219, 400	251,000	280, 500	327, 800	373, 800	
	27	185, 700	220, 800	252, 500	282, 400	329, 800	375, 600	
	28	187, 100	222, 100	254, 000	284, 200	331, 800	377, 300	

29	191, 200	225, 900	256, 900	287, 400	334, 600	380, 200	
30	192, 500	227, 300	258, 600	289, 300	336, 400	381, 700	
31	193, 800	228, 800	260, 300	291, 100	338, 100	383, 300	
32	195, 100	230, 200	262, 000	293, 000	339, 900	385, 000	
33	196, 500	231,600	263, 500	294, 800	341,600	386, 300	
34	197, 900	232, 900	265, 300	296, 500	343, 400	387, 600	
35	199, 300	234,000	267, 000	298, 300	345, 300	388, 900	
36	200, 700	235, 300	268, 800	300, 100	347, 100	390, 100	
37	201, 800	236, 700	270, 300	301,600	348, 900	391, 200	
38	203, 100	238,000	272,000	303, 300	350,600	392, 400	
39	204, 400	239, 200	273, 700	305, 000	352, 200	393, 500	
40	205, 700	240, 500	275, 400	306, 600	353, 900	394, 600	
41	206, 900	241,800	277, 100	308, 400	355, 100	395, 400	
42	208, 100	243, 100	278, 700	310, 100	356, 200	396, 200	
43	209, 300	244, 300	280, 400	311, 700	357, 400	397, 000	
44	210, 500	245, 400	282, 100	313, 400	358, 600	397, 800	
45	211, 700	246, 600	283, 700	314, 600	359, 800	398, 200	
46	212, 800	248,000	285, 400	316,000	360, 600	398, 800	
47	213, 800	249, 500	287, 100	317, 500	361,800	399, 300	
48	214, 900	251,000	288, 700	319, 100	362, 900	399, 700	
49	215, 900	252,600	290, 100	320, 500	363, 900	400, 100	
50	216, 900	254,000	291, 700	321, 800	364, 900	400, 400	
51	217, 800	255, 400	293, 200	323, 000	365, 900	400, 700	
52	218, 800	256, 800	294, 800	324, 300	366, 900	401,000	
53	219, 500	257, 900	296, 200	325, 400	367, 700	401, 300	
54	220, 400	259, 300	297, 700	326, 400	368, 500	401,600	
55	221, 200	260, 700	299, 100	327, 500	369, 400	401, 900	
56	222, 200	262, 100	300, 600	328, 500	370, 300	402, 200	
57	222, 900	263, 100	301, 900	329, 000	370, 800	402, 500	
58	223, 800	264, 400	303, 100	329, 900	371,600	402, 800	
59	224, 600	265, 700	304, 300	330, 700	372, 400	403, 100	
60	225, 400	267, 000	305, 700	331, 600	373, 200	403, 500	
61	226, 300	268, 000	307, 000	332, 400	373, 600	403, 700	
62	227, 200	269, 200	308, 200	332, 700	374, 300	404, 000	

1 00 1	100 700	000 000	055 500	000 000	222 400	270 100
29	188, 700	223, 600	255, 500	286, 200	333, 400	379, 100
30	190, 000	225, 000	257, 300	288, 100	335, 200	380, 600
31	191, 300	226, 600	259, 100	289, 900	336, 900	382, 200
32	192, 600	228, 000	260, 800	291, 800	338, 700	383, 900
33	194, 000	229, 500	262, 300	293, 600	340, 500	385, 200
34	195, 400	230, 900	264, 100	295, 300	342, 300	386, 500
35	196, 800	232, 100	265, 800	297, 100	344, 200	387, 800
36	198, 200	233, 400	267, 600	298, 900	346, 000	389, 000
37	199, 300	234, 900	269, 100	300, 400	347, 800	390, 100
38	200, 600	236, 200	270, 800	302, 100	349, 500	391, 300
39	201, 900	237, 500	272, 500	303, 800	351, 100	392, 400
40	203, 200	238, 900	274, 200	305, 400	352, 800	393, 500
41	204, 400	240, 200	275, 900	307, 200	354,000	394, 300
42	205, 600	241,600	277, 500	308, 900	355, 100	395, 100
43	206, 800	242, 900	279, 200	310, 500	356, 300	395, 900
44	208,000	244,000	280, 900	312, 200	357, 500	396, 700
45	209, 200	245, 200	282, 500	313, 400	358, 700	397, 100
46	210, 300	246, 700	284, 200	314, 800	359, 500	397, 700
47	211, 400	248, 300	285, 900	316, 300	360, 700	398, 200
48	212, 500	249, 800	287, 500	317, 900	361, 800	398, 600
49	213, 600	251, 400	288, 900	319, 400	362, 800	399, 000
50	214, 600	252, 800	290, 500	320, 700	363, 800	399, 300
51	215, 600	254, 200	292,000	321, 900	364, 800	399, 600
52	216, 600	255, 600	293, 600	323, 200	365, 800	399, 900
53	217, 400	256, 700	295, 000	324, 300	366, 600	400, 200
54	218, 400	258, 100	296, 500	325, 300	367, 400	400, 500
55	219, 300	259, 500	297, 900	326, 400	368, 300	400,800
56	220, 300	260, 900	299, 400	327, 400	369, 200	401, 100
57	221, 100	261, 900	300, 700	327, 900	369, 700	401, 400
58	222, 000	263, 200	301, 900	328, 800	370, 500	401,700
59	222, 900	264, 500	303, 200	329, 600	371, 300	402,000
60	223, 800	265, 800	304, 600	330, 500	372, 100	402, 400
61	224, 700	266, 800	305, 900	331, 300	372, 500	402,600
62	225, 700	268, 000	307, 100	331,600	373, 200	402, 900

63	228, 100	270, 500	309, 500	333, 300	375, 000	404, 300	63	226, 700	269, 300	308, 400	332, 200	373, 900	403, 200
64	229, 200	271, 800	310, 700	334,000	375, 700	404, 600	64	227, 800	270,600	309, 600	332, 900	374, 600	403, 500
65	229, 900	272, 800	312, 100	334, 600	376, 100	404, 800	65	228, 500	271,600	311,000	333, 500	375, 000	403, 700
66	230, 700	273, 900	312, 900	335, 300	376, 700		66	229, 400	272, 700	311,800	334, 200	375, 600	
67	231, 500	275, 000	313, 700	336, 000	377, 400		67	230, 300	273, 800	312,600	334, 900	376, 300	
68	232, 400	276, 100	314, 500	336, 700	378,000		68	231, 200	274, 900	313, 400	335, 600	376, 900	
69	233, 100	277, 200	315, 100	337, 400	378, 400		69	231, 900	276,000	314,000	336, 300	377, 300	
70	233, 800	278, 200	315, 800	337, 900	378, 900		70	232, 600	277, 000	314, 700	336, 800	377, 800	
71	234, 500	279, 300	316, 500	338, 500	379, 400		71	233, 300	278, 100	315, 400	337, 400	378, 300	
72	235, 200	280, 400	317, 100	339, 100	379, 900		72	234, 000	279, 200	316,000	338,000	378, 800	
73	235, 900	281, 300	317, 800	339, 400	380, 500		73	234, 700	280, 100	316, 700	338, 300	379, 400	
74	236, 700	282, 000	318,000	340,000	381,000		74	235, 500	280, 800	316, 900	338, 900	379, 900	
75	237, 500	282, 500	318, 600	340, 500	381,600		75	236, 300	281, 400	317, 500	339, 400	380, 500	
76	238, 300	283, 300	319, 200	341, 100	382, 200		76	237, 100	282, 200	318, 100	340,000	381, 100	
77	238, 900	284, 100	319, 800	341,600	382, 700		77	237, 700	283, 000	318, 700	340, 500	381,600	
78	239, 500	284, 700	320, 300	342, 100	383, 200		78	238, 300	283, 600	319, 200	341,000	382, 100	
79	240, 100	285, 300	320, 800	342,600	383, 700		79	238, 900	284, 200	319, 700	341, 500	382, 600	
80	240, 700	285, 900	321, 300	343, 000	384, 200		80	239, 500	284, 800	320, 200	341,900	383, 100	
81	241, 100	286, 600	321, 900	343, 300	384, 500		81	239, 900	285, 500	320, 800	342, 200	383, 400	
82	241, 500	287, 100	322, 400	343, 600	385, 000		82	240, 300	286, 000	321, 300	342, 500	383, 900	
83	241, 900	287, 500	322, 800	344, 000	385, 400		83	240, 700	286, 400	321, 700	342, 900	384, 300	
84	242, 300	287, 900	323, 300	344, 300	385, 800		84	241, 100	286, 800	322, 200	343, 200	384, 700	
85	242, 700	288, 100	323, 800	344, 800	386, 200		85	241, 500	287, 000	322, 700	343, 700	385, 100	
86		288, 300	324, 200	345, 100			86		287, 200	323, 100	344, 000		
87		288, 500	324, 400	345, 400			87		287, 400	323, 300	344, 300		
88		288, 700	324, 800	345, 700			88		287, 600	323, 700	344, 600		
89		289, 100	325, 200	346, 100			89		288, 000	324, 100	345, 000		
90		289, 300	325, 600	346, 400			90		288, 200	324, 500	345, 300		
91		289, 500	326, 000	346, 800			91		288, 400	324, 900	345, 700		
92		289, 700	326, 400	347, 100			92		288, 600	325, 300	346, 000		
93		290, 100	326, 700	347, 500			93		289, 000	325, 600	346, 400		
94		290, 300	326, 900	347, 800			94		289, 200	325, 800	346, 700		
95		290, 500	327, 300	348, 100			95		289, 400	326, 200	347, 000		
96		290, 800	327, 600	348, 400			96		289, 700	326, 500	347, 300		i

1	I I	Ī	Ī	ı	ı	ı	
	97		291, 200	327, 800	348, 700		
	98		291, 500	328, 100	349, 100		
	99		291, 700	328, 400	349, 500		
	100		292, 000	328, 700	349, 900		
	101		292, 300	328, 900	350, 400		
	102		292, 500	329, 200	350, 800		
	103		292, 700	329, 600	351, 200		
	104		293, 000	329, 800	351,600		
	105		293, 300	329, 900	352, 100		
	106			330, 200			
	107			330, 600			
	108			330, 800			
	109			331,000			
	110			331, 400			
	111			331, 800			
	112			332, 200			
	113			332, 400			
再任							
用職		187, 500	214, 100	242, 300	255, 700	280, 900	321, 600
員	× 0 =	→),] , , 	ァ勘数小ファ	#####################################	17 7 2 N N +	上に済田十	

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、技師及び栄養士に適用する。

1							I
	97		290, 100	326, 700	347, 600		
	98		290, 400	327, 000	348, 000		
	99		290,600	327, 300	348, 400		
	100		290, 900	327, 600	348, 800		
	101		291, 200	327, 800	349, 300		
	102		291, 400	328, 100	349, 700		
	103		291, 600	328, 500	350, 100		
	104		291, 900	328, 700	350, 500		
	105		292, 200	328, 800	351,000		
	106			329, 100			
	107			329, 500			
	108			329, 700			
	109			329, 900			
	110			330, 300			
	111			330, 700			
	112			331, 100			
	113			331, 300			
再任用職		186, 800	213, 000	241, 200	254, 600	279, 800	320, 500
員	> n±		ア勘致守るで	 - - - - - - - - - 	毎及び労業	1	

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、技師及び栄養士に適用する。

(改正後)

別表第4(第4条関係) 医療職給料表(三)

(単位:円)

		(単位:円)					
職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	158, 400	185, 900	234, 300	257, 300	283, 000	328, 200
員以	2	159, 800	188, 000	236, 100	258, 300	284, 800	330, 300
外の	3	161, 300	190, 100	237, 900	259, 200	286, 700	332, 400
職員	4	162, 700	192, 100	239, 700	260, 300	288, 700	334, 600
	5	164, 200	194, 200	241, 100	261, 200	290, 500	336, 800
	6	165, 700	196, 500	242, 400	262, 200	292, 300	338, 900
	7	167, 200	198, 800	243, 600	263, 000	294, 200	341, 100
	8	168, 700	201, 100	244, 900	264, 100	296, 100	343, 200
	9	170, 000	203, 500	246, 000	265, 200	298, 000	344, 900
	10	171, 700	204, 900	247, 100	266, 000	299, 900	346, 900
	11	173, 300	206, 300	248, 000	267, 200	301, 700	348, 800
	12	174, 900	207, 700	249, 000	268, 400	303, 600	350, 800
	13	176, 400	209, 100	250, 300	269, 700	305, 300	352, 800
	14	178, 400	210,600	251, 400	271, 100	307, 000	354, 900
	15	180, 400	212, 100	252, 200	272, 300	308, 800	357, 000
	16	182, 400	213, 300	253, 200	273, 800	310,600	359, 000
	17	184, 600	214, 700	254, 100	275, 200	312, 500	361,000
	18	186, 700	216, 200	255, 000	276, 600	314, 100	363, 000
	19	188, 800	217, 700	256, 000	277, 900	315, 800	365, 100
	20	190, 900	219, 200	257, 000	279, 400	317, 500	367, 200
	21	193, 000	220,600	257, 900	281, 000	319,000	368, 900
	22	195, 200	222, 300	258, 900	282, 600	320, 500	371,000
	23	197, 400	224, 000	259, 900	284, 100	322, 100	373, 100
	24	199, 600	225, 700	260, 900	285, 600	323, 600	375, 100
	25	201, 600	227, 100	262, 100	286, 900	325, 300	377, 100
	26	202, 900	228, 800	263, 500	288, 700	326, 700	378, 700
	27	204, 200	230, 500	264, 700	290, 500	328, 200	380, 600
	28	205, 500	232, 200	266, 100	292, 200	329, 800	382, 500

別表第4(第4条関係) 医療職給料表(三)

(単位:円)

職員 の区	職務の級	1級	2級	3 級	4 級	5 級	6級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任		円	円	円	円	円	円
用職	1	155, 600	182, 900	231, 400	254, 800	281, 500	326, 900
員以	2	157, 000	185, 000	233, 200	255, 800	283, 400	329, 100
外の	3	158, 500	187, 100	235, 000	256, 800	285, 400	331, 200
職員	4	159, 900	189, 200	236, 800	257, 900	287, 400	333, 400
	5	161, 300	191, 300	238, 200	258, 900	289, 200	335, 600
	6	162, 800	193, 600	239, 600	260,000	291, 000	337, 700
	7	164, 300	195, 900	240, 800	260, 900	292, 900	339, 900
	8	165, 800	198, 200	242, 100	262, 000	294, 800	342,000
	9	167, 100	200, 600	243, 300	263, 300	296, 700	343, 700
	10	168, 800	202, 000	244, 400	264, 100	298, 600	345, 700
	11	170, 400	203, 400	245, 400	265, 400	300, 400	347, 600
	12	172, 000	204, 800	246, 500	266, 700	302, 300	349, 600
	13	173, 500	206, 200	247, 800	268, 000	304, 000	351, 700
	14	175, 500	207, 700	248, 900	269, 500	305, 700	353, 800
	15	177, 500	209, 200	249, 900	270, 800	307, 500	355, 900
	16	179, 500	210, 500	250, 900	272, 300	309, 300	357, 900
	17	181, 700	211, 900	251, 900	273, 700	311, 200	359, 900
	18	183, 800	213, 400	252, 900	275, 200	312, 800	361, 900
	19	185, 900	214, 900	254, 000	276, 600	314, 500	364, 000
	20	188, 000	216, 400	255, 000	278, 100	316, 200	366, 100
	21	190, 100	217, 800	256, 000	279, 700	317, 700	367, 800
	22	192, 300	219, 500	257, 000	281, 300	319, 300	369, 900
	23	194, 500	221, 200	258, 100	282, 800	320, 900	372, 000
	24	196, 700	222, 900	259, 200	284, 300	322, 400	374, 000
	25	198, 800	224, 300	260, 400	285, 600	324, 100	376, 000
	26	200, 100	226, 000	261, 900	287, 400	325, 500	377, 600
	27	201, 400	227, 700	263, 200	289, 200	327, 000	379, 500
	28	202, 700	229, 400	264, 600	290, 900	328, 600	381, 400

33

29	206, 700	233, 800	267, 400	293, 800	331, 200	384, 300
30	207, 900	235, 200	268, 900	295, 500	332, 700	386, 000
31	209, 200	236, 500	270, 500	297, 100	334, 100	387, 900
32	210, 400	237, 700	272, 000	298, 800	335, 600	389, 700
33	211, 700	239, 000	273, 600	300, 300	337, 200	391, 400
34	213, 000	240, 100	275, 100	301, 800	338, 700	393, 100
35	214, 300	241,000	276, 400	303, 400	340, 300	394, 900
36	215, 600	242, 100	277, 800	305, 000	341,800	396, 600
37	217, 000	243, 200	279, 400	306, 500	343, 500	398, 200
38	218, 400	244, 300	280, 800	307, 900	345, 100	399, 900
39	219, 800	245, 200	282, 300	309, 500	346,600	401,700
40	221, 200	246, 300	283, 700	311, 100	348, 200	403, 500
41	222, 200	247, 100	285, 300	312, 700	349, 400	405, 000
42	223, 600	248, 000	286, 900	314, 100	350, 900	406, 500
43	225, 000	248, 900	288, 400	315, 500	352, 400	408,000
44	226, 400	249, 900	290, 000	317, 000	353, 800	409, 300
45	227, 600	250, 800	291, 400	318, 100	355, 400	410, 400
46	229, 000	251, 800	292, 800	319, 500	356, 400	411, 500
47	230, 300	252, 800	294, 300	320, 900	357, 900	412, 600
48	231, 600	253, 800	295, 800	322, 400	359, 200	413, 800
49	232, 700	254, 800	297, 100	323, 500	360, 600	415, 100
50	233, 800	256, 000	298, 400	324, 900	362,000	416, 200
51	234, 800	257, 200	299, 800	326, 200	363, 300	417, 400
52	235, 900	258, 500	301, 200	327, 500	364, 700	418, 500
53	237, 000	259, 700	302, 700	328, 900	366, 200	419, 700
54	238, 100	261, 200	304, 000	330, 300	367, 400	420, 700
55	239, 100	262, 600	305, 400	331, 700	368, 500	421,800
56	240, 100	264, 100	306, 800	333, 000	369, 700	422, 900
57	241, 100	265, 700	307, 900	333, 900	370, 800	424,000
58	242, 100	267, 300	309, 100	335, 200	371, 700	424, 500
59	242, 900	268, 800	310, 300	336, 400	372, 700	425, 100
60	243, 900	270, 400	311, 700	337, 700	373, 700	425, 500
61	244, 900	271, 800	312, 800	338, 800	374, 300	426, 100
62	245, 900	273, 300	314, 100	339, 700	375, 100	426, 600

29	203, 900	231,000	266, 000	292, 500	330,000	383, 200	
30	205, 100	232, 400	267, 600	294, 200	331, 500	384, 900	
31	206, 400	233, 700	269, 200	295, 800	332, 900	386, 800	
32	207, 600	234, 900	270, 700	297, 500	334, 400	388, 600	
33	208, 900	236, 300	272, 300	299, 000	336, 100	390, 300	
34	210, 200	237, 400	273, 800	300, 500	337, 600	392,000	
35	211, 500	238, 400	275, 200	302, 100	339, 200	393, 800	
36	212, 800	239, 600	276, 600	303, 700	340, 700	395, 500	
37	214, 200	240, 800	278, 200	305, 200	342, 400	397, 100	
38	215, 600	241, 900	279, 600	306, 700	344,000	398, 800	
39	217, 000	242, 900	281, 100	308, 300	345, 500	400,600	
40	218, 400	244, 000	282, 500	309, 900	347, 100	402, 400	
41	219, 500	244, 900	284, 100	311, 500	348, 300	403, 900	
42	220, 900	245, 900	285, 700	312, 900	349, 800	405, 400	
43	222, 300	246, 900	287, 200	314, 300	351, 300	406, 900	
44	223, 700	247, 900	288, 800	315, 800	352, 700	408, 200	
45	224, 900	248, 900	290, 200	316, 900	354, 300	409, 300	
46	226, 300	249, 900	291, 600	318, 300	355, 300	410, 400	
47	227, 600	251,000	293, 100	319, 700	356, 800	411, 500	
48	228, 900	252, 100	294, 600	321, 200	358, 100	412, 700	
49	230, 000	253, 100	295, 900	322, 400	359, 500	414,000	
50	231, 100	254, 500	297, 200	323, 800	360, 900	415, 100	
51	232, 300	255, 700	298, 600	325, 100	362, 200	416, 300	
52	233, 400	257, 000	300,000	326, 400	363, 600	417, 400	
53	234, 600	258, 300	301, 500	327, 800	365, 100	418, 600	
54	235, 700	259, 900	302, 800	329, 200	366, 300	419,600	
55	236, 800	261, 400	304, 200	330, 600	367, 400	420, 700	
56	237, 800	262, 900	305, 600	331, 900	368, 600	421,800	
57	238, 900	264, 500	306, 700	332, 800	369, 700	422, 900	
58	240, 000	266, 100	307, 900	334, 100	370, 600	423, 400	
59	240, 900	267, 600	309, 200	335, 300	371,600	424, 000	
60	241, 900	269, 200	310,600	336, 600	372, 600	424, 400	
61	243, 000	270,600	311, 700	337, 700	373, 200	425, 000	
62	244, 000	272, 100	313, 000	338, 600	374, 000	425, 500	

63	246, 800	274, 800	315, 400	340, 900	375, 900	427,000	
64	247, 800	276, 200	316, 600	342, 200	376, 700	427, 500	
65	248, 700	277, 800	317, 900	343, 300	377, 400	428, 100	
66	249, 700	279, 300	319, 200	344, 500	378, 100	428, 500	
67	250, 800	280, 800	320, 500	345, 700	378, 900	428, 800	
68	251, 800	282, 300	321, 800	346, 800	379, 600	429, 100	
69	252, 700	283, 500	322, 500	347, 800	380, 200	429, 500	
70	253, 800	285, 000	323, 600	348, 800	380, 800		
71	255, 000	286, 500	324, 700	349, 900	381, 500		
72	256, 200	287, 900	325, 600	351,000	382, 100		
73	257, 600	289, 100	326, 900	351, 800	382, 800		
74	258, 900	290, 500	327, 600	352, 900	383, 300		
75	260, 200	291, 900	328, 700	354, 000	383, 900		
76	261, 500	293, 200	329, 900	355, 100	384, 400		
77	262, 500	294, 700	331,000	355, 800	384, 800		
78	263, 600	296, 000	332, 200	356, 600	385, 400		
79	264, 900	297, 200	333, 300	357, 400	385, 900		
80	266, 200	298, 500	334, 500	358, 100	386, 200		
81	267, 300	299, 300	335, 600	358, 700	386, 500		
82	268, 300	300, 500	336, 700	359, 200	387, 000		
83	269, 400	301,600	337, 700	359, 800	387, 400		
84	270, 500	302, 800	338, 800	360, 300	387, 700		
85	271, 400	303, 900	339, 700	360, 900	388,000		
86	272, 300	305, 100	340, 700	361, 400	388, 500		
87	273, 400	306, 300	341,600	362, 000	389,000		
88	274, 500	307, 400	342,600	362, 500	389, 400		
89	275, 500	308, 700	343, 600	362, 900	389, 700		
90	276, 400	309, 900	344, 400	363, 300	390, 100		
91	277, 400	311, 100	345, 200	363, 900	390, 600		
92	278, 400	312, 300	346,000	364, 400	391,000		
93	279, 400	313, 100	346, 600	364, 700	391, 400		
94	280, 400	313, 800	347, 200	365, 200			
95	281, 300	314, 500	347, 900	365, 600			
96	282, 300	315, 100	348, 500	365, 900			

63	245, 000	273, 600	314, 300	339, 800	374, 800	425, 900	
64	246, 100	275,000	315, 500	341, 100	375, 600	426, 400	
65	247, 000	276, 600	316, 800	342, 200	376, 300	427, 000	l
66	248, 200	278, 100	318, 100	343, 400	377,000	427, 400	l
67	249, 400	279,600	319, 400	344, 600	377, 800	427, 700	
68	250, 400	281, 100	320, 700	345, 700	378, 500	428, 000	
69	251, 300	282, 300	321, 400	346, 700	379, 100	428, 400	
70	252, 500	283, 800	322, 500	347, 700	379, 700		
71	253, 800	285, 300	323, 600	348, 800	380, 400		
72	255, 000	286, 700	324, 500	349, 900	381,000		
73	256, 400	287, 900	325, 800	350, 700	381, 700		
74	257, 700	289, 300	326, 500	351,800	382, 200		
75	259, 000	290, 700	327,600	352, 900	382, 800		
76	260, 300	292,000	328, 800	354,000	383, 300		
77	261, 300	293, 500	329, 900	354, 700	383, 700		
78	262, 400	294, 800	331, 100	355, 500	384, 300		
79	263, 700	296, 000	332, 200	356, 300	384, 800		
80	265, 000	297, 300	333, 400	357,000	385, 100		
81	266, 100	298, 100	334, 500	357, 600	385, 400		
82	267, 100	299, 300	335, 600	358, 100	385, 900		
83	268, 200	300, 500	336, 600	358, 700	386, 300		
84	269, 300	301, 700	337, 700	359, 200	386, 600		
85	270, 200	302, 800	338, 600	359, 800	386, 900		
86	271, 100	304, 000	339, 600	360, 300	387, 400		
87	272, 200	305, 200	340, 500	360, 900	387, 900		
88	273, 300	306, 300	341, 500	361, 400	388, 300		
89	274, 300	307, 600	342, 500	361,800	388,600		
90	275, 200	308, 800	343, 300	362, 200	389,000		
91	276, 200	310,000	344, 100	362, 800	389, 500		
92	277, 200	311, 200	344, 900	363, 300	389, 900		Ì
93	278, 200	312,000	345, 500	363, 600	390, 300		
94	279, 200	312, 700	346, 100	364, 100			l
95	280, 100	313, 400	346, 800	364, 500			l
96	281, 100	314, 000	347, 400	364, 800			

97	282, 000	314, 700	347, 800	365, 400	ı		
98	282, 800	315,000	348, 200	365, 900	1		
99	283, 500	315, 600	348, 700	366, 400	1		
100	284, 400	316, 300	349, 100	366, 900	1		
101	285, 200	316, 700	349, 600	367, 500	1		
102	286, 000	317, 300	350,000	368,000	İ		
103	286, 800	317, 900	350, 500	368, 500	İ		
104	287, 600	318, 500	350, 900	368, 900	1		
105	288, 300	318, 900	351, 200	369, 500	1		
106	288, 800	319, 400	351, 700	370,000	İ		
107	289, 300	319, 900	352, 100	370, 500	1		
108	289, 800	320, 400	352, 400	371,000	1		
109	290, 000	320, 800	352, 900	371,600	İ		
110	290, 300	321, 200	353, 400	372,000	1		
111	290, 500	321, 500	353, 900	372, 500	1		
112	290, 900	321,800	354, 400	373, 000	1		
113	291, 200	322, 200	354, 900	373, 600	1		
114	291, 400	322,600	355, 400		İ		
115	291, 800	323, 000	355, 900		1		
116	292, 100	323, 300	356, 300		1		
117	292, 400	323, 500	356, 700		İ		
118	292, 700	323, 800	357, 100		1		
119	293, 000	324, 200	357, 600		1		
120	293, 400	324, 400	358, 100		1		
121	293, 700	324, 600	358, 500		1		
122	294, 100	324, 900	359,000		1		
123	294, 400	325, 200	359, 500		1		
124	294, 800	325, 500	360,000		1		
125	295, 000	325, 700	360, 300		1		
126	295, 200	326, 000			1		
127	295, 500	326, 400			1		
128	295, 900	326, 600			1		
129	296, 100	326, 700			1		
130	296, 400	327,000			1		
•		Į.				•	

	97	283, 200	315, 800	348, 900	366, 500	
	98	284, 000	316, 100	349, 300	367, 000	
	99	284, 600	316, 700	349, 800	367, 500	
	100	285, 500	317, 400	350, 200	368, 000	
	101	286, 300	317, 800	350, 700	368, 600	
	102	287, 100	318, 400	351, 100	369, 100	
	103	287, 900	319,000	351, 600	369, 600	
	104	288, 700	319, 600	352, 000	370,000	
	105	289, 400	320,000	352, 300	370, 600	
	106	289, 900	320, 500	352, 800	371, 100	
	107	290, 400	321,000	353, 200	371,600	
	108	290, 900	321, 500	353, 500	372, 100	
	109	291, 100	321, 900	354, 000	372, 700	
	110	291, 400	322, 300	354, 500	373, 100	
	111	291, 600	322, 600	355, 000	373, 600	
	112	292, 000	322, 900	355, 500	374, 100	
	113	292, 300	323, 300	356, 000	374, 700	
	114	292, 500	323, 700	356, 500		
	115	292, 900	324, 100	357, 000		
	116	293, 200	324, 400	357, 400		
	117	293, 500	324, 600	357, 800		
	118	293, 800	324, 900	358, 200		
	119	294, 100	325, 300	358, 700		
	120	294, 500	325, 500	359, 200		
	121	294, 800	325, 700	359, 600		
	122	295, 200	326, 000	360, 100		
	123	295, 500	326, 300	360, 600		
	124	295, 900	326, 600	361, 100		
	125	296, 100	326, 800	361, 400		
	126	296, 300	327, 100			
	127	296, 600	327, 500			
	128	297, 000	327, 700			
	129	297, 200	327, 800			
	130	297, 500	328, 100			

131	297, 900	328, 500		131	296, 800	327, 400		
132	298, 300	328, 700		132	297, 200	327, 600		
133	298, 500	329, 000		133	297, 400	327, 900		
134	298, 800	329, 400		134	297, 700	328, 300		
135	299, 200	329, 800		135	298, 100	328, 700		
136	299, 500	330, 200		136	298, 400	329, 100		
137	299, 700	330, 500		137	298, 600	329, 400		
138	300,000	330, 900		138	298, 900	329, 800		
139	300, 400	331, 300		139	299, 300	330, 200		
140	300, 700	331, 700		140	299, 600	330, 600		
141	300, 900	332, 000		141	299, 800	330, 900		
142	301, 300	332, 400		142	300, 200	331, 300		
143	301, 700	332, 700		143	300, 600	331,600		
144	302,000	333, 100		144	300, 900	332, 000		
145	302, 100	333, 400		145	301, 000	332, 300		
146	302, 400	333, 800		146	301, 300	332, 700		
147	302, 700	334, 200		147	301, 600	333, 100		
148	303, 100	334, 600		148	302, 000	333, 500		
149	303, 300	334, 900		149	302, 200	333, 800		
150	303, 500	335, 300		150	302, 400	334, 200		
151	303, 800	335, 700		151	302, 700	334, 600		
152	304, 100	336, 100		152	303, 000	335, 000		
153	304, 500	336, 400		153	303, 400	335, 300		
154	304, 700			154	303, 600			
155	304, 900			155	303, 800			
156	305, 200			156	304, 100			
157	305, 500			157	304, 400			
158	305, 800			158	304, 700			
159	306, 100			159	305, 000			
160	306, 400			160	305, 300			
161	306, 800			161	305, 700			
162	307, 100			162	306, 000			
163	307, 400			163	306, 300			
164	307, 700			164	306, 600			

	165	308, 100					
	166	308, 400					
	167	308, 700					
	168	309,000					
	169	309, 400					
再任 用職 員		233, 900	254, 200	261, 400	271, 600	287, 900	325, 000

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

	165	307, 000					
	166	307, 300					
	167	307, 600					
	168	307, 900					
	169	308, 300					
再任 用職 員		232, 700	253, 100	260, 300	270, 500	286, 800	323, 900

備考 この表は、病院に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)

亀山市職員給与条例の一部を改正す	する条例新旧対照表(第2条関係)
改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」 という。) 第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事 項を定めるものとする。 (給料表)	第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」 という。) <u>第24条第6項</u> の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事 項を定めるものとする。 (給料表)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に 定める職務の級に分類するものとし、その分類 <u>の基準となるべき職務の</u> 内容は、次のとおりとする。	2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に 定める職務の級に分類するものとし、その分類は、規則で定める 。
等級別基準職務表	
職務の級 基準となる職務	
1級 定型的な業務を行う職務	
2級 1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う 職務	
<u>3級</u> <u>主査の職務</u>	
4級 主任主査の職務	

6級	1 参事の職務
	2 困難な業務を分掌する室長、工事検査監、設計審
	査監、専門監、園長及び副参事の職務
7級	1 消防長、理事、部長、局長、支所長及びセンター
	<u>長の職務</u>
	2 困難な業務を分掌する参事の職務

(勤勉手当)

第47条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1)前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎 額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又 は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した 日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受け るべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を 加算した額に100分の80

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額 に、100分の37.5

を乗じて得た額の総額

(勤勉手当)

第47条 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に 従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者 が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の 区分ごとの総額は、当該各号に掲げる額を超えてはならない。
- (1)前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額 に、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40を乗じて得た額の総額

附則

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2

____を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80

を乗じて得た額) の総額に相

当する額を減じた額とする。

附則

14 附則第11項の規定が適用される間、第47条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第11項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.125、12月に支給する場合においては100分の1.275を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(手数料を徴収する事務・金額等) 第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第1から <u>別表第7</u> までに定めるとおりとする。 2~4 (略) (手数料の免除)	(手数料を徴収する事務・金額等) 第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第1か ら <u>別表第5</u> までに定めるとおりとする。 2~4 (略) (手数料の免除)
第5条 市長 (行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第38条 (他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定に基づき審理員 (他の法律において準用する場合にあっては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。) が行う提出書類等の写し等の交付にあっては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあっては当該機関。次条において同じ。) は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。	第5条 市長
(1)~(6)(略) 別表第4(第2条関係)	(1)~(6)(略) 別表第4(第2条関係)
1 (略)	1 (略)
2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 区分 1戸当たりの手数料の金額 新築基準 増改築基準	2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 区分 1戸当たりの手数料の金額 (1) 申請に (2) (1) (3) 左欄(1)

1					
申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の	
る長期優	住宅の普	<u>場合</u>	る長期優	場合	
良住宅建	及の促進		良住宅建		
築等計画	に関する		築等計画		
が、住宅	法律第6		が、住宅の		
の品質確	条第1項		品質確保		
保の促進	第1号に		の促進等		
等に関す	掲げる基		に関する		
る法律	準に適合		法律第5		
(平成1	した住宅		条第1項		
1年法律	の品質確		に規定す		
第81	保の促進		る登録住		
号)第5	等に関す		宅性能評		
条第1項	る法律第		価機関に		
に規定す	6条第1		より長期		
る登録住	項に規定		優良住宅		
宅性能評	する設計		の普及の		
価機関に	住宅性能		促進に関		
より長期	評価書の		する法律		
優良住宅	交付を受		<u>第6条第</u>		
の普及の	けたもの		1項第1		
促進に関	である場		号から第		
する法律	<u>合</u>		4 号まで		

係る長期優良住	以外であって、	及び(2)のいず
宅建築等計画	長期優良住宅の	れにも該当しな
が、住宅の品質	普及の促進に関	<u>い場合</u>
確保の促進等に	する法律第6条	
関する法律(平	第1項第1号に	
成11年法律第	掲げる基準に適	
81号) 第5条	合した住宅の品	
第1項に規定す	質確保の促進等	
る登録住宅性能	に関する法律第	
評価機関により	6条第1項に規	
長期優良住宅の	定する設計住宅	
普及の促進に関	性能評価書の交	
する法律第6条	付を受けたもの	
第1項第1号か	である場合	
ら第4号までに		
掲げる基準に適		
合していると認		
められたもので		
<u>ある場合</u>		
i '		

第6条第 1項第1 号から第 4号まで に掲げる 基準に適 合してい ると認め られたも のである 場合	に掲げる 基準に適 合してい ると認め られたも のである 場合				
一戸建ての住宅 6,70017,20 円 0円	50,6010,1075,900円 0円	一戸建ての住宅	6,700円	17,200円	50,600円
- 総戸数が5戸2,70012,70		一 総戸数が5戸	2,700円	12,700円	23,800円
<u>戸 以下のもの 円 0円</u>	<u>0円 円 0円</u>	戸 以下のもの			
建 総戸数が5戸2,40010,20	19,003,60028,60	建 総戸数が5戸	2, 400円	10,200円	19,000円
<u>て</u> <u>を超え10戸</u> 円 <u>0円</u>	<u>0円</u> 円 <u>0円</u>	て を超え10戸			
の以下のもの		<u>の</u> 以下のもの			
住 総戸数が101,3007,700	15,002,00022,60	住 総戸数が10	1,300円	7,700円	15,000円
<u>宅 戸を超え25 円 円</u>	<u>0円</u> 円 <u>0円</u>	宅 戸を超え25			
以戸以下のもの		以 戸以下のもの			
外 総戸数が25 1,2006,600	13,501,90020,20	外 総戸数が25	1, 200円	6,600円	13,500円
<u>の</u> 戸を超え50 円 円	0円 円 0円	の 戸を超え50			

<u>住</u>	戸以下のもの										
宅	総戸数が50	1, 1	0 0	5,0	0 0	11,	6 0	1,6	0 0	17,	4 0
	戸を超え10		円		<u>円</u>		0円		<u>円</u>	_	0 円
	0戸以下のも										
	<u>0</u>										
	総戸数が10	9 0	0円	4,6	0 0	10,	7 0	1, 3	0 0	16,	1 0
	0戸を超え2				円		0円		<u>円</u>	_	0 円
	00戸以下の										
	<u>もの</u>										
	総戸数が20	7 0	0円	4, 2	0 0	10,	2 0	1, 1	0 0	15,	3 0
	0戸を超え3				円		0円		<u>円</u>	-	0円
	00戸以下の										
	<u>もの</u>										
	総戸数が30	<u>6 0</u>	0円	3,8	0 0	9, 4	100	9 0	0円	14,	1 0
	0戸を超える				<u>円</u>		<u>円</u>			_	0 円
	<u>もの</u>										

3 長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)認定申請手数料

区分	1戸当たりの手数料の金額				
		新築基準		増改夠	<u>築基準</u>
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合
	良住宅建	及の促進		良住宅建	

<u>住</u>	戸以下のもの			
宅	総戸数が50	1,100円	5,000円	11,600円
	戸を超え10			
	0戸以下のも			
	<u></u>			
	総戸数が10	900円	4,600円	10,700円
	0戸を超え2			
	00戸以下の			
	<u>もの</u>			
	総戸数が 2 0	700円	4,200円	10,200円
	0戸を超え3			
	00戸以下の			
	<u>もの</u>			
	総戸数が 3 0	600円	3,800円	9,400円
	0戸を超える			
	<u>もの</u>			

3 長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)認定申請手数料

区分	1戸	当たりの手数料の	<u>金額</u>
	(1) 申請に	(2) (1)	(3) 左欄(1)
	係る長期優良住	以外であって、	及び(2)のいず
	宅建築等計画	長期優良住宅の	れにも該当しな
	が、住宅の品質	普及の促進に関	<u>い場合</u>

1	1	1	 1	ı	
築等計画	に関する	築等計画	確保	との促進等に	する法律第6条
が、住宅の	法律第6	が、住宅	関す	でる法律第5	第1項第1号に
品質確保	条第1項	の品質確	<u>条第</u>	51項に規定	掲げる基準に適
の促進等	第1号に	保の促進	<u>する</u>	登録住宅性	合した住宅の品
に関する	掲げる基	等に関す	<u></u> 能評	価機関によ	質確保の促進等
法律第5	準に適合	る法律第	<u>り</u> 長	期優良住宅	に関する法律第
条第1項	した住宅	5条第1	<u>の普</u>	及の促進に	6条第1項に規
に規定す	の品質確	項に規定	関す	る法律第6	定する設計住宅
る登録住	保の促進	する登録	<u>条第</u>	<u>1 項第 1 号</u>	性能評価書の交
宅性能評	等に関す	住宅性能	から	第3号まで	付を受けたもの
価機関に	る法律第	評価機関	<u>及び</u>	第5号に掲	である場合
より長期	6条第1	により長	<u>げる</u>	基準に適合	
優良住宅	項に規定	期優良住	<u>L</u> T	いると認め	
の普及の	する設計	宅の普及	<u>5</u> 1	たものであ	
促進に関	住宅性能	の促進に	<u>る場</u>	<u> </u>	
する法律	評価書の	関する法			
第6条第	交付を受	律第6条			
1項第1	けたもの	第1項第			
号から第	である場	1号から			
3号まで	<u>合</u>	第3号ま			
及び第5		で及び第			
号に掲げ		5号に掲			
る基準に		げる基準			

		適合して いると認 められた ものであ る場合			<u>に適合し</u> <u>ていると</u> <u>認められ</u> たもので <u>ある場合</u>						
一戸	建ての住宅	6,700 円	10,50 0円	43,80 0円	10,10 0円	65,80 0円		-戸建ての住宅	6,700円	10,500円	43,800円
	総戸数が 5 戸 以下のもの	2,700	10,50	21,60	4,000			- 総戸数が 5 戸 以下のもの	2,700円	10,500円	21,600円
<u>建</u>	総戸数が 5 戸	2,400	8,500	17,40	3,600	26,10	建	総戸数が5戸	2, 400円	8,500円	17,400円
	<u>を超え10戸</u> <u>以下のもの</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>0円</u>	<u>円</u>	0円	ての				
	総戸数が <u>10</u> 戸を超え25	1,300	<u>6,300</u> 円	13,70 0円		20,60 0円	住宅		1,300円	6,300円	13,700円
	戸以下のもの				1.4		以				
	総戸数が <u>25</u> 戸を超え50	1,200	<u>5,700</u> 円	12,60 0円		18,90 0円	<u>外</u> の		1,200円	5,700円	12,600円
11	<u> 戸以下のもの</u>	1.7	1.1	011	1 1	011	住				
	総戸数が50						<u>宅</u>		1, 100円	4,500円	11,000円
	<u>戸を超え10</u> 0戸以下のも	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>0円</u>	<u>円</u>	0円		<u>戸を超え10</u> <u>0 戸以下のも</u>			
	<u></u>							<u></u>			

総戸数が10	900円	4,100	10,20	1,300	15,30
0戸を超え2		<u>円</u>	0円	<u>円</u>	0円
00戸以下の					
<u>もの</u>					
総戸数が20	700円	3,700	9,700	1,100	14,60
0戸を超え3		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	0円
00戸以下の					
<u>もの</u>					
総戸数が30	600円	3,300	8,900	900円	13,40
0 戸を超える		<u>円</u>	<u>円</u>		0円
<u>もの</u>					

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

<u>区分</u>	1戸当たりの手数料の金額					
		新築基準		<u>増改</u> 第	<u> </u>	
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の	
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合	
	良住宅建	及の促進		良住宅建		
	築等計画	に関する		築等計画		
	が、住宅	法律第6		が、住宅		
	の品質確	条第1項		の品質確		
	保の促進	第1号に		保の促進		
	等に関す	掲げる基		等に関す		

総戸数が10	900円	4, 100円	10,200円
0 戸を超え2			
00戸以下の			
<u>もの</u>			
総戸数が20	700円	3,700円	9,700円
0 戸を超え3			
00戸以下の			
<u>もの</u>			
総戸数が30	600円	3,300円	8,900円
0戸を超える			
<u>もの</u>			

4の1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

<u>区分</u>	1戸	 当たりの手数料の	金額
	(1) 申請に	(2) (1)	(3) 左欄(1)
	係る長期優良住	以外であって、	及び(2)のいず
	宅建築等計画	長期優良住宅の	れにも該当しな
	が、住宅の品質	普及の促進に関	<u>い場合</u>
	確保の促進等に	する法律第6条	
	関する法律第5	第1項第1号に	
	条第1項に規定	掲げる基準に適	
	する登録住宅性	合した住宅の品	
	能評価機関によ	質確保の促進等	

4	.9
	.9

る法律第 準に適合	る法律第	り長期優良住宅 に関する法律第
5条第1 した住宅	5条第1	の普及の促進に 6条第1項に規
項に規定 の品質確	項に規定	関する法律第6 定する設計住宅
する登録 保の促進	する登録	条第1項第1号 性能評価書の交
住宅性能 等に関す	住宅性能	から第4号まで 付を受けたもの
評価機関 る法律第	評価機関	に掲げる基準に である場合
により長 6条第1	により長	適合していると
期優良住 項に規定	期優良住	認められたもの
宅の普及 する設計	宅の普及	である場合
の促進に 住宅性能	の促進に	
関する法 評価書の	関する法	
律第6条 交付を受	<u>律第6条</u>	
第1項第 けたもの	第1項第	
<u>1 号から</u> である場	<u>1号から</u>	
第4号ま 合	第4号ま	
でに掲げ	でに掲げ	
る基準に	る基準に	
適合して	適合して	
<u>いると認</u>	いると認	
<u>められた</u>	<u>められた</u>	
<u>ものであ</u>	ものであ	
る場合	る場合	
一戸建ての住宅 6,70012,0028,60	10,1043,00 一戸建ての住宅	6,700円 12,000円 28,600円

		<u>円</u>	<u>0円</u>	0円	<u>0円</u>	0円					
	総戸数が 5 戸	2,700	7,700	13,20	4,000	19,90		総戸数が5戸	2,700円	7,700円	13,200円
戸	<u>以下のもの</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	0円	<u>円</u>	0円	戸	<u>以下のもの</u>			
<u>建</u>	総戸数が 5 戸	2,400	6,300	10,70	3,600	16,10	建	総戸数が5戸	2, 400円	6,300円	10,700円
て	を超え10戸	<u>円</u>	<u>円</u>	0円	<u>円</u>	0円	て	を超え10戸			
<u>の</u>	<u>以下のもの</u>						0	以下のもの			
住	総戸数が10	1,300	4,500	8,200	2,000	12,30	住	総戸数が10	1,300円	4, 500円	8,200円
宅	戸を超え25	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	0円	宅	<u>戸を超え25</u>			
<u>以</u>	戸以下のもの						以	戸以下のもの			
<u>外</u>	総戸数が 2 5	1,200	3,900	7,400	1,900	11,10	外	※戸数が25	1,200円	3, 900円	7, 400円
<u>Ø</u>	戸を超え50	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	0円	0)	<u> 戸を超え50</u>			
<u>住</u>	戸以下のもの						住	戸以下のもの			
室	総戸数が50	1,100	3,000	6,300	1,600	9,500	室	総戸数が50	1, 100円	3,000円	6, 300円
	戸を超え10	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		戸を超え10			
	0戸以下のも							0戸以下のも			
	<u>0</u>							<u>0</u>			
	総戸数が10	900円	2,700	5,800	1,300	8,700		総戸数が10	900円	2,700円	5,800円
	0戸を超え2		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		0戸を超え2			
	00戸以下の							00戸以下の			
	<u>もの</u>							<u>もの</u>			
	総戸数が 2 0	700円	2,400	5,400	1,100	8,200		総戸数が20	700円	2, 400円	5, 400円
	0戸を超え3		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>		0戸を超え3			
	00戸以下の							00戸以下の			

もの					
総戸数が30	600円	2,200	5,000	900円	7,500
0戸を超える		<u>円</u>	<u>円</u>		<u>円</u>
もの					

数料

区分	1戸当たりの手数料の金額								
		新築基準		増改領	<u>桑基準</u>				
	申請に係	長期優良	その他の	申請に係	その他の				
	る長期優	住宅の普	場合	る長期優	場合				
	良住宅建	及の促進		良住宅建					
	築等計画	に関する		築等計画					
	が、住宅	<u>法律第6</u>		が、住宅					
	の品質確	<u>条第1項</u>		の品質確					
	保の促進	第1号に		保の促進					
	等に関す	<u>掲げる基</u>		等に関す					
	る法律第	準に適合		る法律第					
	5条第1	した住宅		5条第1					
	項に規定	の品質確		項に規定					
	する登録	保の促進		する登録					
	住宅性能	等に関す		住宅性能					
	評価機関	る法律第		評価機関					

<u>もの</u>			
総戸数が30	600円	2,200円	5,000円
0 戸を超える			
<u>もの</u>			

4の2 長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)変更認定申請手 4の2 長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)変更認定申請手 数料

区分	1戸	当たりの手数料の	金額
	(1) 申請に	(2) (1)以	(3) 左欄(1)
	係る長期優良住	外であって、長	及び (2) のい
	宅建築等計画	期優良住宅の普	ずれにも該当し
	が、住宅の品質	及の促進に関す	ない場合
	確保の促進等に	る法律第6条第	
	関する法律第5	1項第1号に掲	
	条第1項に規定	げる基準に適合	
	する登録住宅性	した住宅の品質	
	能評価機関によ	確保の促進等に	
	り長期優良住宅	関する法律第6	
	の普及の促進に	条第1項に規定	
	関する法律第6	する設計住宅性	
	条第1項第1号	能評価書の交付	
	から第3号まで	を受けたもので	
	及び第5号に掲	ある場合	

	宅の普及	<u>する設計</u>		宅の普及			られたものであ			
	の促進に	住宅性能		の促進に			る場合			
	関する法	評価書の		関する法						
	律第6条	交付を受		律第6条						
	第1項第	けたもの		第1項第						
	1号から	である場		1号から						
	第3号ま	<u>合</u>		第3号ま						
	で及び第			で及び第						
	5 号に掲			5号に掲						
	げる基準			げる基準						
	に適合し			に適合し						
	ていると			ていると						
	認められ			認められ						
	たもので			たもので						
	ある場合			ある場合						
一戸建ての住宅	6,700	8,600	25,30	1 0, 1 0	37,90	一戸建ての住宅	6,700円	8,600円	25, 3	00円
	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>0円</u>	0円	<u>0円</u>					
一 総戸数が5戸	2,700	6,600	12,10	4,000	18,20	<u>一</u> 総戸数が 5 戸	2,700円	6,600円	12, 1	00円
戸 以下のもの	<u>円</u>	<u>円</u>	0円	<u>円</u>	0円	戸 以下のもの				

建 総戸数が5戸 て を超え10戸

2, 400円

により長 6条第1

期優良住 項に規定

総戸数が5戸2,4005,4009,9003,60014,80

円

円

を超え10戸

により長

円

円

0円

9,900円

5,400円

	NITOLO			I			1			1					
<u>></u>	以下のもの						_	_						_	
<u>È</u>	総戸数が10	1, 3	0 0	3,	8	00	7,	5	00	2,	0	0 0	1	1,	3 0
<u> </u>	戸を超え25		円			<u>円</u>			円			円			0円
<u>L</u>	戸以下のもの														
1	総戸数が25	1, 2	0 0	3,	4	0 0	6,	9	0 0	1,	9	0 0	1 (Ο,	4 0
2	戸を超え50		円			円			円			円			0円
<u>人 ト) E</u>	戸以下のもの														
3	総戸数が50	1, 1	0 0	2,	8	0 0	6,	0	0 0	1,	6	0 0	9,	1	0 0
	戸を超え10		円			円			円			円			円
	0戸以下のも														
	<u> </u>														
	- 総戸数が10	9.0	οШ	2	5	0.0	5	5	0.0	1	3	0.0	R	3	0.0
	の戸を超え2	30	011	Δ,	U	<u>0 0</u> 円	Ο,	U	<u>00</u> 円	1,	U	円	Ο,	U	UU
						<u> </u>			门			円			<u> </u>
	00戸以下の														
	<u>もの</u>														
	総戸数が20	7 0	0円	2,	2	0 0	5,	2	0 0	1,	1	0 0	7,	9	0 0
	0戸を超え3					円			円			円			円
	00戸以下の														
	<u>もの</u>														
	総戸数が30	6 0	0円	1,	9	0 0	4,	7	0 0	9	0	0 円	7,	1	0 0
	0戸を超える					円			円						円
	もの								<u></u>						<u></u>

<u>Ø</u>	<u>以下のもの</u>			
<u>住</u>	総戸数が 1 0	1,300円	3,800円	7,500円
宅	戸を超え25			
<u>以</u>	戸以下のもの			
外	総戸数が 2 5	1,200円	3, 400円	6,900円
<u>0</u>	戸を超え50			
<u>住</u>	戸以下のもの			
<u>宅</u>	総戸数が 5 0	1,100円	2,800円	6,000円
	戸を超え10			
	0戸以下のも			
	<u>0</u>			
	総戸数が10	900円	2,500円	5,500円
	0戸を超え2			
	00戸以下の			
	<u>もの</u>			
	総戸数が20	700円	2,200円	5,200円
	0戸を超え3			
	00戸以下の			
	<u>もの</u>			
	総戸数が30	600円	1, 900円	<u>4,700円</u>
	0戸を超える			
	<u>もの</u>			

4の3 長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時)認定申請手数料 4の3 長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時)認定申請手数料

区分	<u>1戸当たりの</u>	手数料の金額	<u>区分</u>	<u>1戸当たりの</u>	手数料の金額
	新築基準	増改築基準		申請に係る長期優良住	申請に係る長期優良住
	申請に係る その他の	申請に係る その他の		宅建築等計画が、住宅	宅建築等計画が、住宅
	長期優良住 場合	長期優良住 場合		の品質確保の促進等に	の品質確保の促進等に
	宅建築等計	宅建築等計		関する法律第5条第1	関する法律第5条第1
	画が、住宅	画が、住宅		項に規定する登録住宅	項に規定する登録住宅
	の品質確保	の品質確保		性能評価機関により長	性能評価機関により長
	の促進等に	の促進等に		期優良住宅の普及の促	期優良住宅の普及の促
		関する法律		進に関する法律第8条	進に関する法律第8条
		第5条第1		第2項の規定により準	第2項の規定により準
		項に規定す		用する同法第6条第1	用する同法第6条第1
	る登録住宅	る登録住宅		項第4号に掲げる基準	項第4号に掲げる基準
		性能評価機		に適合していると認め	に適合していると認め
	関により長	関により長		られたものである場合	られたものでない場合
	期優良住宅	期優良住宅			
	の普及の促	の普及の促			
	進に関する	進に関する			
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	法律第8条			
	第2項の規	第2項の規			
	定により準	定により準			
	用する同法	用する同法			
		第6条第1			
	項第4号に	項第4号に			

	掲げる基準 に適合して いると認め られたもの である場合		掲げる基準 に適合して いると認め られたもの である場合					
一戸建ての住宅		13, 50				建ての住宅	6,700円	13,500円
	<u>円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0 F</u>		T		
一戸 総戸数が 5 戸以下	2, 700	4, 900	4, 000	7, 400	一戸	総戸数が 5 戸以下	2,700円	4, 900円
<u>建て のもの</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>F.</u>	建て	<u>のもの</u>		
の住 総戸数が 5 戸を超	2, 400	4,000	3, 600	6, 100	の住	総戸数が 5 戸を超	2, 400円	4,000円
宅以 え10戸以下のも	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>F</u>	宅以	え10戸以下のも		
<u>外の</u> <u>の</u>					外の	<u>の</u>		
住宅 総戸数が10戸を	1, 300	2, 700	2, 000	4, 000	住宅	総戸数が10戸を	1,300円	2,700円
超え25戸以下の	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>F.</u>		超え25戸以下の		
<u>もの</u>						<u>もの</u>		
総戸数が25戸を	1, 200	2, 100	1, 900	3, 200		総戸数が25戸を	1,200円	2, 100円
超え50戸以下の	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>F</u>		超え50戸以下の		
<u>もの</u>						<u>もの</u>		
総戸数が50戸を	1, 100	1, 600	1,600	2, 500		総戸数が50戸を	1, 100円	1,600円
超え100戸以下	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>	<u>E</u>		超え100戸以下		
<u>のもの</u>						<u>のもの</u>		
総戸数が100戸	900円	1, 400	1, 300	2, 100		総戸数が100戸	900円	1, 400円
を超え200戸以		<u>円</u>	円	<u>F</u>		を超え200戸以		

下のもの				
総戸数が200戸	700円	1, 200	1, 100	1, 800
を超え300戸以		<u>円</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
<u>下のもの</u>				
総戸数が300戸	600円	1, 000	900円	1, 500
を超えるもの		<u>円</u>		<u>円</u>

5 (略)

別表第5 (第2条関係)

- 1 (略)
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素建	その他の場合	
	築物新築等計画が、都		
	市の低炭素化の促進		
	に関する法律第54		
	条第1項各号に掲げ		
	<u>る基準又はこれと同</u>		
	等の基準に適合する		
	ものとして市長が別		
	に定める方法により		
	技術的審査を受けた		

下のもの		
総戸数が200戸	700円	1,200円
を超え300戸以		
<u>下のもの</u>		
総戸数が300戸	600円	1,000円
を超えるもの		

5 (略)

別表第5(第2条関係)

- 1 (略)
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素建築	申請に係る低炭素建築	
	物新築等計画が、市長が	物新築等計画が、市長	
	定めた機関により都市	が定めた機関により都	
	の低炭素化の促進に関	市の低炭素化の促進に	
	する法律第54条第1	関する法律第54条第	
	項各号に掲げる基準に	1項各号に掲げる基準	
	適合していると認めら	に適合していると認め	
	れたものである場合	られたものでない場合	

		ものである場合	
一戸建	とての住宅	<u>5,000円</u>	<u>36,800円</u>
<u>共</u> 住	1棟の申請戸数	5,000円	36,800円
同戸	<u> が1戸のもの</u>		
住 部	1 棟の申請戸数	10,100円	74,500円
宝 分	<u> が1戸を超え5</u>		
<u>等</u>	戸以下のもの		
	1棟の申請戸数	17,300円	104,800円
	が 5 戸を超え 1		
	0戸以下のもの		
	1棟の申請戸数	28,900円	147,500円
	が 1 0 戸を超え		
	25戸以下のも		
	<u></u>		
	1棟の申請戸数	48,400円	211,900円
	が25戸を超え		
	50戸以下のも		
	<u>0</u>		
	1棟の申請戸数	86,800円	303,800円
	が 5 0 戸を超え		
	100戸以下の		
	<u>もの</u>		
	1棟の申請戸数	137,400円	411,500円

一戸	建て	ての住宅	<u>5,000円</u>	36,800円
<u> </u>	住	1棟の申請戸数	5,000円	36,800円
司	戸	が1戸のもの		
<u>主</u>	部	1棟の申請戸数	10,100円	74,500円
包	<u>分</u>	が1戸を超え5		
等		<u>戸以下のもの</u>		
		1棟の申請戸数	17,300円	104,800円
		が 5 戸を超え 1		
		0戸以下のもの		
		1棟の申請戸数	28,900円	147,500円
		が10戸を超え		
		25戸以下のも		
		<u>の</u>		
		1棟の申請戸数	48,400円	211,900円
		が 2 5 戸を超え		
		50戸以下のも		
		<u></u>		
		1棟の申請戸数	86,800円	303,800円
		が 5 0 戸を超え		
		100戸以下の		
		<u>もの</u>		
		1棟の申請戸数	137,400円	411,500円

	が100戸を超 え200戸以下 <u>のもの</u>			<u> </u>
	1棟の申請戸数 が200戸を超 え300戸以下 のもの	173,600円	539,600円	<u>-</u> <u>2</u> 2
	1棟の申請戸数 が300戸を超 えるもの	185,100円	633,600円	<u></u>
<u>共</u> 用 部	床面積が300 平方メートル以 内のもの	10,100円	117,900円	<u>共</u> 月 当 部 <u>世</u>
<u>分</u>	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円	<u>分</u> 反 型 走
	床面積が2,0 00平方メート ルを超え5,0 00平方メート ル以内のもの	<u>86,800円</u>	<u>303,000円</u>	<u></u>

	が100戸を超		
	え200戸以下		
	<u>のもの</u>		
	1棟の申請戸数	173,600円	539,600円
	が200戸を超		
	え300戸以下		
	<u>のもの</u>		
	1棟の申請戸数	185,100円	633,600円
	が300戸を超		
	えるもの		
<u>共</u>	床面積が300	10,100円	117,900円
用	平方メートル以		
部 <u></u>	内のもの		
<u>分</u>	床面積が300	28,900円	194,500円
	平方メートルを		
	超え2,000		
	平方メートル以		
	内のもの		
	床面積が2,0	86,800円	303,000円
	00平方メート		
	ルを超え5,0		
	00平方メート		
	ル以内のもの		

11 1				III I
	床面積が5,0	137,400円	389,100円	
	00平方メート			
	ルを超え10,			
	000平方メー			
	トル以内のもの			
	床面積が10,	173,600円	465,100円	
	000平方メー			
	トルを超え2			
	5,000平方			
	メートル以内の			
	<u>もの</u>			
	床面積が25,	217,000円	541,700円	
	000平方メー			
	トルを超えるも			
	<u>0</u>			
備考				非住宅
1	この表において「-	一戸建ての住宅」とは、	住戸部分以外の部分を	建築物

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分 を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

		床面積が5,0	137,400円	389,100円
		00平方メート		
		ルを超え10,		
		000平方メー		
		トル以内のもの		
		床面積が10,	173,600円	465,100円
		000平方メー		
		トルを超え2		
		5,000平方		
		メートル以内の		
		<u>もの</u>		
		床面積が25,	217,000円	541,700円
		000平方メー		
		トルを超えるも		
		<u>の</u>		
非住	宅	床面積が300	10,100円	260,400円
建築	物	平方メートル以		
		<u>内のもの</u>		
		床面積が300	28,900円	415,100円
		平方メートルを		
		超え2,000		
		平方メートル以		
		内のもの		

- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数 料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合に おいて、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替え るものとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分 の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分 の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当た	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素	その他の場合		
	建築物新築等計画	申請に係る低	左記以外の	
	が、都市の低炭素	炭素建築物新	評価方法に	
	化の促進に関する	築等計画が、	より評価さ	
	法律第54条第1	都市の低炭素	れたもので	
	<u>項各号に掲げる基</u>	化の促進に関	ある場合	
	準又はこれと同等	する法律第5		
	の基準に適合する	4条第1項第		
	ものとして市長が	1号の規定に		
	別に定める方法に	より定められ		

床面積が2,0	86,800円	<u>590,900円</u>
00平方メート		
ルを超え5,0		
00平方メート		
<u>ル以内のもの</u>		
床面積が5,0	137,400円	724,700円
00平方メート		
ルを超え10,		
000平方メー		
トル以内のもの		
床面積が10,	173,600円	854,200円
000平方メー		
トルを超え2		
5,000平方		
メートル以内の		
<u>もの</u>		
床面積が25,	217,000円	<u>975,000円</u>
000平方メー		
トルを超えるも		
<u>の</u>		

備考

1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。

		<u>より技術的審査を</u> <u>受けたものである</u> <u>場合</u>		
非住宅	床面積が300	10,100円	93, 800	260,40
建築物	平方メートル以		<u>円</u>	0円
	<u>内のもの</u>			
	床面積が300	28,900円	157, 30	4 1 5, 1 0
	平方メートルを		<u>0円</u>	<u>0円</u>
	超え2,000			
	平方メートル以			
	<u>内のもの</u>			
	床面積が2,0	86,800円		
	00平方メート		<u>0円</u>	0円
	ルを超え5,0			
	00平方メート			
	ル以内のもの	107 400	0.00	7.0.4.7.0
		137,400円		
	00平方メート		0円	0円

- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分 を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分を いう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の 共用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築 物をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数 料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合に おいて、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替え るものとする。
 - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸 部分の手数料の金額
 - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用 部分の手数料の金額
- 7 複合建築物(住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。) を有する建築物をいう。備考8において同じ。)について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)

11	1			I		ı		
	ルを超え10,							
	000平方メー							
	トル以内のもの							
	床面積が10,	173,	600円	399,	8 0	8 5	4,	2 0
	000平方メー				0円			0円
	トルを超え2							
	5,000平方							
	メートル以内の							
	<u>もの</u>							
	床面積が25,	217,	000円	469,	0 0	9 7	5,	0 0
	000平方メー				0円			0円
	トルを超えるも							
	<u>0</u>							
4								

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物 をいう。

(3) 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)
申請をする場合又は複	の金額の合計額又は (2)、(3)及び(4)
合建築物の住戸部分及	の金額の合計額とする。この場合において、
び複合建築物全体の認	<u>2の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、</u>

- 及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申 請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額
- (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸 部分の手数料の金額
- (3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用 部分の手数料の金額
- (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に 応じた非住宅建築物の手数料の金額
- 8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

1	1
定申請をする場合	「総戸数」と読み替えるものとする。
	(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数
	料の金額
	(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた
	2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の
	手数料の金額
	(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた
	2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の
	手数料の金額
	(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外
	の部分の床面積に応じた2の(2)の表の
	非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の
の認定申請をする場合	一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請
	をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の
	住戸部分の手数料の金額
備者	·

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外 の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分

を除く。)を有しないものをいう。

- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

		<u>区分</u>	<u>1件当たりの</u>	手数料の金額		
			申請に係る低炭素建	その他の場合		
			築物新築等計画が、			
			都市の低炭素化の促			
			進に関する法律第5			
			4条第1項各号に掲			
			げる基準又はこれと			
			同等の基準に適合す			
			るものとして市長が			
			別に定める方法によ			
			り技術的審査を受け			
			<u>たものである場合</u>			
	一戸建て	の住宅	3,000円	18,900円	l	一戸
I	<u>共</u> 住	1棟の申請戸数	3,000円	18,900円	1	<u>共</u>
l	同戸	が 1 戸のもの			ſi	司

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額				
	申請に係る低炭素建築	申請に係る低炭素建築			
	物新築等計画が、市長	物新築等計画が、市長			
	が定めた機関により都	が定めた機関により都			
	市の低炭素化の促進に	市の低炭素化の促進に			
	関する法律第55条第	関する法律第55条第			
	2項の規定により準用	2項の規定により準用			
	する同法第54条第1	する同法第54条第1			
	項各号に掲げる基準に	<u>項各号に掲げる基準に</u>			
	適合していると認めら	適合していると認めら			
	れたものである場合	<u>れたものでない場合</u>			
一戸建ての住宅	3,000円	18,900円			
共 住 1棟の申請戸数	3,000円	18,900円			
同 戸 が1戸のもの					

\sim	•
n	•
U	•

住	部	1棟の申請戸数	6,000円	38,200円	住	部	1棟の申請戸数	6,000円	38,200円	
		が 1 戸を超え 5	3, 000,	<u> </u>	宅	分	が 1 戸を超え 5	<u>0, 0 0 0 1 1</u>	<u> </u>	
<u>=</u> 等		戸以下のもの			等		戸以下のもの			
		1棟の申請戸数	10,400円	54,100円			1棟の申請戸数	10,400円	54,100円	
		が 5 戸を超え 1					が 5 戸を超え 1			
		0戸以下のもの					0戸以下のもの			
		1棟の申請戸数	17,300円	76,600円			1棟の申請戸数	17,300円	76,600円	
		が10戸を超え					が10戸を超え			
		25戸以下のも					25戸以下のも			
		<u>の</u>					<u></u>			65
		1棟の申請戸数	29,000円	110,800円			1棟の申請戸数	29,000円	110,800円	
		が 2 5 戸を超え					が 2 5 戸を超え			
		50戸以下のも					50戸以下のも			
		<u>0</u>					<u>0</u>			
		1棟の申請戸数	52,000円	160,500円			1棟の申請戸数	52,000円	160,500円	
		が50戸を超え					が50戸を超え			
		100戸以下の					100戸以下の			
		<u>もの</u>					<u>もの</u>			
		1棟の申請戸数	82,400円	219, 500円			1棟の申請戸数	82,400円	219, 500円	
		が100戸を超					が100戸を超			
		え200戸以下					え200戸以下			
		のもの					のもの			
		1棟の申請戸数	104,100円	287,100円			1棟の申請戸数	104,100円	287,100円	

	が200戸を超				が200戸を超	
	え300戸以下				え300戸以下	
	<u>のもの</u>				<u>のもの</u>	
	1棟の申請戸数	111, 100円	335,300円		1棟の申請戸数	1 1 1
	が300戸を超				が300戸を超	
	<u>えるもの</u>				<u>えるもの</u>	
共	床面積が300	6,000円	59,900円	<u>共</u>	床面積が300	(
用	平方メートル以			<u>用</u>	平方メートル以	
部	3 内のもの			<u>部</u>	<u>内のもの</u>	
分	床面積が300	17,300円	100,100円	<u>分</u>	床面積が300	1 7
	平方メートルを				平方メートルを	
	超え2,000				超え2,000	
	平方メートル以				平方メートル以	
	内のもの				内のもの	
	床面積が2,0	52,000円	160,200円		床面積が2,0	5 2
	00平方メート				00平方メート	
	ルを超え5,0				ルを超え5,0	
	00平方メート				00平方メート	
	<u>ル以内のもの</u>				<u>ル以内のもの</u>	
	床面積が5,0	82,400円	208, 300円		床面積が5,0	8 2
	00平方メート				00平方メート	
	ルを超え10,				ルを超え10,	
	000平方メー				000平方メー	

	i i		
	が200戸を超		
	え300戸以下		
	<u>のもの</u>		
	1棟の申請戸数	111, 100円	335, 300円
	が300戸を超		
	えるもの		
共	床面積が300	6,000円	59,900円
<u>用</u>	平方メートル以		
部	内のもの		
分	床面積が300	17,300円	100, 100円
	平方メートルを		
	超え2,000		
	平方メートル以		
	内のもの		
	床面積が2,0	52,000円	160,200円
	00平方メート		
	ルを超え5,0		
	00平方メート		
	ル以内のもの		
	床面積が5,0	82,400円	208,300円
	00平方メート		
	ルを超え10,		
	000平方メー		

トル以内	のもの		
床面積が	10, 104	, 100円	249,900円
000平	方メー		
トルを超	<u> </u>		
5, 00	0平方		
メートル	以内の		
<u>もの</u>			
床面積が	<u>130</u>	, 200円	292, 500円
000平	方メー		
トルを超	えるも		
<u></u>			

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有 しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除 く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をい う。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共 用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数

li i	1 1	i	
	トル以内のもの		
	床面積が10,	104,100円	249,900円
	000平方メー		
	トルを超え2		
	5,000平方		
	メートル以内の		
	<u>もの</u>		
	床面積が25,	130,200円	292, 500円
	000平方メー		
	トルを超えるも		
	<u>0</u>		
非住宅	床面積が300	<u>6,000円</u>	131,200円
建築物	平方メートル以		
	内のもの		
	床面積が300	17,300円	210,400円
	平方メートルを		
	超え2,000		
	平方メートル以		
	内のもの		
	床面積が2,0	52,000円	304,100円
	00平方メート		
	ルを超え5,0		

料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合に おいて、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分 の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額					
	申請に係る低炭素	その他の場合				
	建築物新築等計画	申請に係る低	左記以外の			
	が、都市の低炭素	炭素建築物新	評価方法に			
	化の促進に関する	築等計画が、	より評価さ			
	法律第54条第1	都市の低炭素	れたもので			
	<u>項各号に掲げる基</u>	化の促進に関	ある場合			
	準又はこれと同等	する法律第5				
	の基準に適合する	4条第1項第				
	ものとして市長が	1号の規定に				
	別に定める方法に	より定められ				
	より技術的審査を	た簡易な評価				
	受けたものである	炭素方法であ				
	<u>場合</u>	って市長が別				
		に定める方法				

00平方メート		
ル以内のもの		
床面積が5,0	82,400円	376,100円
00平方メート		
ルを超え10,		
000平方メー		
トル以内のもの		
床面積が10,	104,100円	444,400円
000平方メー		
トルを超え2		
5,000平方		
メートル以内の		
<u>もの</u>		
床面積が25,	130,200円	509,200円
000平方メー		
トルを超えるも		
<u>ග</u>		

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有 しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除 く。)を有しないものをいう。

			により評価さ れたものであ <u>る場合</u>	
<u>非住宅</u> 建築物	床面積が300 平方メートル以 内のもの	6,000円	<u>47,900</u>	
	床面積が300 平方メートルを 超え2,000 平方メートル以	17,300円	81,500 円	
	<u>内のもの</u> <u>床面積が2,0</u> <u>00平方メー</u> トルを超え5,	52,000円	<u>136,00</u> <u>0円</u>	
	000平方メ ートル以内の もの 床面積が5,0	82,400円	180,00	376, 10
	00平方メー トルを超え1 0,000平方 メートル以内 のもの		<u>0円</u>	<u>0円</u>

- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共 用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物 をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数 料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合にお いて、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるも のとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分 の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分 の手数料の金額
- 7 複合建築物(住戸部分及び住戸部分以外の部分(共用部分を除く。) を有する建築物をいう。備考8において同じ。)について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1)及び(4)の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額

床面積が10,	104,	100円	217,	2 0	444,	4 0
000平方メ				0円		0円
<u>ートルを超え</u>						
25,000平						
<u> 方メートル以</u>						
<u>内のもの</u>						
床面積が25,	130,	200円	256,	1 0	509,	2 0
000平方メ				0円		0円
<u>ートルを超え</u>						
<u> るもの</u>						

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物を いう。

(3) 複合建築物の場合

<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)
申請をする場合又は複	の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)
合建築物の住戸部分及	の金額の合計額とする。この場合において、3
び複合建築物全体の認	の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総
定申請をする場合	戸数」と読み替えるものとする。
	(1)3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数
	料の金額

- (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (3)複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じ た非住宅建築物の手数料の金額
- 8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合 の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手 数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等 の住戸部分の手数料の金額とする。

- (2)複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の 手数料の金額(3)複合建築物の共用部分の床面積に応じた 3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の
- (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外 の部分の床面積に応じた3の(2)の表の 非住宅建築物の手数料の金額

複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合

複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の 一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請 をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の 住戸部分の手数料の金額

備考

1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の 部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。

手数料の金額

- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有 しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除 く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

別表第6 (第2条関係)

1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

1 建築物のエイルイ 信負性能の同工に関する伝体関係主教科						
手数料を徴収する事務	<u>手数料の名称</u>	<u>金額</u>				
1 建築物のエネルギー	建築物エネルギー消	2の表に定める金額。た				
消費性能の向上に関す	費性能向上計画認定	だし、建築物のエネルギ				
る法律(平成27年法	申請手数料	一消費性能の向上に関				
律第53号)第29条		する法律第30条第2				
第1項の規定に基づく		項の規定による申出が				
建築物エネルギー消費		ある場合は、別表第3の				
性能向上計画の認定の		1の表1の項に定める				
申請に対する審査		金額を加算する。				
2 建築物のエネルギー	建築物エネルギー消	3の表に定める金額。た				
消費性能の向上に関す	費性能向上計画変更	だし、建築物のエネルギ				
る法律第31条第1項	認定申請手数料	一消費性能の向上に関				
の規定に基づく建築物		する法律第31条第2				
エネルギー消費性能向		項において準用する同				
上計画の変更の認定の		法第30条第2項の規				
申請に対する審査		定による申出がある場				
		合は、別表第3の1の表				
		1の項に定める金額を				

		加算する。
3 建築物のエネルギー	建築物エネルギー消	4の表に定める金額。
消費性能の向上に関す	費性能に係る認定申	
る法律第36条第1項	請手数料	
の規定に基づく建築物		
エネルギー消費性能に		
係る認定の申請に対す		
<u>る審査</u>		

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

(1) 住宅の場合

区分	<u>1件当たりの</u>	手数料の金額
	申請に係る建築物エネ	その他の場合
	ルギー消費性能向上計	
	画が、建築物のエネル	
	ギー消費性能の向上に	
	関する法律第30条第	
	1項各号に掲げる基準	
	又はこれと同等の基準	
	に適合するものとして	
	市長が定める方法によ	
	り技術的審査を受けた	
	ものである場合	

一戸	草建て	(の住宅	5,000円	36,800円
<u>共</u>	住	1棟の申請戸数	5,000円	36,800円
同	戸	が1戸のもの		
住	部	1棟の申請戸数	10,100円	74,500円
宝	<u>分</u>	が1戸を超え5		
<u>等</u>		戸以下のもの		
		1棟の申請戸数	17,300円	104,800円
		が 5 戸を超え 1		
		0戸以下のもの		
		1棟の申請戸数	28,900円	147,500円
		が10戸を超え		
		25戸以下のも		
		<u></u>		
		1棟の申請戸数	48,400円	211,900円
		が 2 5 戸を超え		
		50戸以下のも		
		<u></u>		
		1棟の申請戸数	86,800円	303,800円
		が 5 0 戸を超え		
		100戸以下の		
		<u>もの</u>		
		1棟の申請戸数	137,400円	<u>411,500円</u>
		が100戸を超		

1 1	1		
	え200戸以下		
	<u>のもの</u>		
	1棟の申請戸数	173,600円	539,600円
	が200戸を超		
	え300戸以下		
	<u>のもの</u>		
	1棟の申請戸数	185,100円	633,600円
	が300戸を超		
	えるもの		
<u>共</u>	床面積が300	10,100円	117,900円
<u>用</u>	平方メートル以		
部	<u>内のもの</u>		
<u>分</u>	床面積が300	28,900円	194,500円
	平方メートルを		
	超え2,000		
	平方メートル以		
	<u>内のもの</u>		
	床面積が2,0	<u>86,800円</u>	303,000円
	00平方メート		
	ルを超え5,0		
	00平方メート		
	ル以内のもの		
	床面積が5,0	137,400円	389,100円

1 1	1	ĺ	
	00平方メート		
	ルを超え10,		
	000平方メー		
	トル以内のもの		
	床面積が10,	173,600円	<u>465,100円</u>
	000平方メー		
	トルを超え2		
	5,000平方		
	メートル以内の		
	<u>もの</u>		
	床面積が25,	217,000円	<u>541,700円</u>
	000平方メー		
	トルを超えるも		
	<u>0</u>		
	•	-	

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有 しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分を除 く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をい う。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共

用部分をいう。

- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数 料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合にお いて、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるも のとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分 の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物	その他の場合	
	エネルギー消費性	申請に係る建	左記以外の
	能向上計画が、建	築物エネルギ	評価方法に
	築物のエネルギー	一消費性能向	より評価さ
	消費性能の向上に	上計画が、建	れたもので
	関する法律第30	築物のエネル	ある場合
	条第1項各号に掲	ギー消費性能	
	げる基準又はこれ	の向上に関す	
	と同等の基準に適	る法律第30	
	合するものとして	条第1項第1	

		市長が別に定める	号の規定によ	
		<u>方法により技術的</u>	り定められた	
		審査を受けたもの	簡易な評価方	
		である場合	法であって市	
			長が別に定め	
			る方法により	
			評価されたも	
	1		のである場合	
非住宅	床面積が300	10,100円	93, 800	260, 40
建築物	平方メートル以		<u>円</u>	0円
	<u>内のもの</u>			
	床面積が300	28,900円	157, 30	415, 10
	平方メートルを		0円	0円
	超え2,000			
	平方メートル以			
	内のもの			
	床面積が2,0	86,800円	254, 70	590, 90
	00平方メート		0円	0円
	ルを超え5,0			
	00平方メート			
	ル以内のもの			
	床面積が5,0	137,400円	332, 60	724, 70
	00平方メート		0円	0円

11	1			ĺ			
	ルを超え10,						
	000平方メー						
	トル以内のもの						
	床面積が10,	<u>173,</u>	600円	399,	8 0	854,	20
	000平方メー				0円		0円
	トルを超え2						
	5,000平方						
	メートル以内の						
	<u>もの</u>						
	床面積が25,	217,	000円	469,	0 0	975,	0 0
	000平方メー				0円		0円
	トルを超えるも						
	<u></u>						

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)
申請をする場合又は複	の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)
合建築物の住戸部分及	の金額の合計額とする。この場合において、2
び複合建築物全体の認	の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総

定申請をする場合	戸数」と読み替えるものとする。
	(1) 2の(1)の表の一戸建ての住宅の手数
	料の金額
	(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた
	2の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の
	手数料の金額
	(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた
	2の(1)の表の共同住宅等の共用部分の
	手数料の金額
	(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外
	の部分の床面積に応じた2の(2)の表の
	非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分	複合建築物の形態に応じて、2の(1)の表の
の認定申請をする場合	一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請を
	する住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸
	部分の手数料の金額
備考	

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外 の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分

を除く。)を有しないものをいう。

- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の 共用部分をいう。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

(1) 住宅の場合

(= /						
<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額					
	申請に係る建築物エネ	その他の場合				
	ルギー消費性能向上計					
	画が、建築物のエネル					
	ギー消費性能の向上に					
	関する法律第30条第					
	1項各号に掲げる基準					
	又はこれと同等の基準					
	に適合するものとして					
	市長が別に定める方法					
	により技術的審査を受					
	<u>けたものである場合</u>					
一戸建ての住宅	3,000円	<u>18,900円</u>				
共 住 1棟の申請戸数	3,000円	18,900円				
同 戸 が1戸のもの						

<u>住</u> 部	1棟の申請戸数	6,000円	38,200円
宝 分	が 1 戸を超え 5		
等 等	<u> </u>		
	1棟の申請戸数	_10,400円	54,100円
	<u>1 休い十冊/ 妖</u> が 5 戸を超え 1	10, 40011	04, 10011
	<u>か 3 / を 超 え 1</u> 0 戸以下のもの		
	1棟の申請戸数	17 200	7.6 6.0 0 11
		17,300円	76,600円
	が10戸を超え		
	25戸以下のも		
	<u>O</u>		
	1棟の申請戸数	29,000円	110,800円
	が 2 5 戸を超え		
	50戸以下のも		
	<u>0</u>		
	1棟の申請戸数	52,000円	160,500円
	が50戸を超え		
	100戸以下の		
	<u>もの</u>		
	1棟の申請戸数	82,400円	219,500円
	が100戸を超		
	え200戸以下		
	<u>のもの</u>		
	1棟の申請戸数	104,100円	287,100円

	が200戸を超 え300戸以下 のもの		
	1棟の申請戸数 が300戸を超 えるもの	111,100円	335,300円
<u>共</u> 用 部	床面積が300 平方メートル以 内のもの	6,000円	59,900円
<u>分</u>	床面積が300 平方メートルを 超え2,000 平方メートル以	17,300円	100,100円
	<u>内のもの</u> 床面積が2,0 00平方メート ルを超え5,0 00平方メート	52,000円	160,200円
	ル以内のもの 床面積が5,0 00平方メート ルを超え10, 000平方メー	82,400円	208,300円

トル以内のもの		
床面積が10,	104,100円	249,900円
000平方メー		
トルを超え2		
5,000平方		
メートル以内の		
<u>もの</u>		
床面積が25,	130,200円	292, 500円
000平方メー		
トルを超えるも		
<u>の</u>		

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分 を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の 共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手

数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合 において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替 えるものとする。

- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額						
	申請に係る建築物	その他の場合					
	エネルギー消費性	申請に係る建	左記以外の				
	能向上計画が、建	築物エネルギ	評価方法に				
	築物のエネルギー	一消費性能向	より評価さ				
	消費性能の向上に	上計画が、建築	れたもので				
	関する法律第30	物のエネルギ	ある場合				
	条第1項各号に掲	一消費性能の					
	げる基準又はこれ	向上に関する					
	と同等の基準に適	法律第30条					
	合するものとして	第1項第1号					
	市長が別に定める	の規定により					
	<u>方法により技術的</u>	定められた簡					
	審査を受けたもの	易な評価方法					

		である場	<u>合</u>		であ が別 方 造 で あ で あ	に気 にし れた	とり こも	る 評 の			
非住宅	床面積が300	6,	0 0	0円	4 7	, 9	0 () 円	1 3	31,	20
建築物	平方メートル以 内のもの										0円
	床面積が300	17,	3 0	0円	8 1	, 5	0 () 円	2	10,	4 0
	平方メートルを										0円
	超え2,000										
	平方メートル以 内のもの										
	床面積が2,0	52,	0 0	0円	1 3	6,	0 (0 0	3 () 4,	1 0
	00平方メート							<u>円</u>			0円
	ルを超え5,0										
	<u>00平方メート</u> ル以内のもの										
	床面積が5,0	82,	4 0	0円	1 8	0,	0 (0 0	3 7	76,	1 0
	00平方メート							円			0円
	ルを超え10,										
	000平方メー										
	トル以内のもの										

Б	末面積が10,	104,	100	月21	7, 2	0 0	4 4 4	4, 40
(000平方メー					<u>円</u>		0円
1	トルを超え2							
Ę	5,000平方							
2	メートル以内の							
4	<u>もの</u>							
Б	末面積が25,	130,	200	月25	6, 1	0 0	509	9,20
(000平方メー					<u>円</u>		0円
	トルを超えるも							
0	<u>カ</u>							

1 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

(3) 複合建築物の場合

(6) 及日社采的专物目	
<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)
請をする場合又は複合建	の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)
築物の住戸部分及び複合	の金額の合計額とする。この場合において、3
建築物全体の認定申請を	の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総
する場合	戸数」と読み替えるものとする。
	(1) 3の(1)の表の一戸建ての住宅の手数
	料の金額

(2)複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた
3の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の
手数料の金額
(3)複合建築物の共用部分の床面積に応じた
3の(1)の表の共同住宅等の共用部分の
手数料の金額
(4)複合建築物の住戸部分及び共用部分以外
の部分の床面積に応じた3の(2)の表の
非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分の
認定申請をする場合

複合建築物の形態に応じて、3の(1)の表の
一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請
をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の
住戸部分の手数料の金額

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外 の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分 を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

89

- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の 共用部分をいう。
- 4 建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料

(1) 住宅の場合

(1)							
<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額						
	申請に係る建築物	その他の場合					
	が、建築物のエネル	申請に係る建	左記以外の				
	ギー消費性能の向	築物の共用部	評価方法に				
	上に関する法律第	分以外の部分	より評価さ				
	2条第3号に規定	が、建築物の	<u>れたもので</u>				
	する基準又はこれ	エネルギー消	ある場合				
	と同等の基準に適	費性能の向上					
	合するものとして	に関する法律					
	市長が別に定める	第2条第3号					
	<u>方法により技術的</u>	の規定により					
	審査を受けたもの	定められた簡					
	<u>である場合</u>	易な評価方法					
		であって市長					
		が別に定める					
		方法により評					
		価されたもの					
		である場合					

一戸	建で	ての住宅	<u>5,</u>	0 0	0円	18,	7		3 6	, 8	
	<i>D</i> .				0 III			<u>円</u>	0.0		<u>円</u>
<u>共</u>	<u>住</u>	1棟の申請戸数	<u>5,</u>	0 0	0円	18,	7		3 6	, 8	
同	戸	が 1 戸のもの						<u>円</u>			<u>円</u>
<u>住</u>	部	1棟の申請戸数	10,	1 0	0円	35,	3	0 0	7 4	, 5	0.0
宅	分	が 1 戸を超え 5						円			円
等		戸以下のもの									
		1棟の申請戸数	17,	3 0	0円	51,	2	0 0	1 0	4,	8 0
		が 5 戸を超え 1						円			0円
		0戸以下のもの									
		1棟の申請戸数	28,	9 0	0円	73,	6	0 0	1 4	7,	5 0
		が10戸を超え						<u>円</u>			0円
		25戸以下のも									
		<u></u>									
		1棟の申請戸数	48,	4 0	0円	1 1	1,	1 0	2 1	1,	9 0
		が 2 5 戸を超え					_	0 円			0円
		50戸以下のも									
		<u>0</u>									
		1棟の申請戸数	86,	8 0	0円	1 6	8,	1 0	3 0	3,	8 0
		が 5 0 戸を超え					_	0 円			0円
		100戸以下の									
		もの									
		1棟の申請戸数	137,	4 0	0円	2 3	9,	5 0	4 1	1,	5 0

	が 1 0 0 戸を超 え 2 0 0 戸以下		<u>o 円</u>	0円
	<u> のもの</u>			
	1棟の申請戸数	173,600円	309, 5053	39,60
	が200戸を超		<u>0円</u>	0円
	え300戸以下			
	<u>のもの</u>			
	1棟の申請戸数	185,100円	352, 1063	3,60
	が300戸を超		0円	0円
	<u>えるもの</u>			
<u>共</u>	床面積が300	10,100円	117, 9011	7, 90
<u>用</u>	平方メートル以		<u>0円</u>	0円
部	内のもの			
<u>分</u>	床面積が300	28,900円	194, 5019	4, 50
	平方メートルを		0円	0円
	超え2,000			
	平方メートル以			
	<u>内のもの</u>			
	床面積が2,0	86,800円	303, 0030	3,00
	00平方メート		0円	0円
	ルを超え5,0			
	00平方メート			
	ル以内のもの			

•							
	床面積が5,0	137,	400円	389,	10	389,	1 0
	00平方メート				0円		0円
	ルを超え10,						
	000平方メー						
	トル以内のもの						
	床面積が10,	173,	600円	465,	1 0	465,	1 0
	000平方メー				0円		0円
	トルを超え2						
	5,000平方						
	メートル以内の						
	50						
	 	2 1 7	000円	5 4 1	7.0	5 4 1	7.0
	000平方メー	<u>211,</u>	0 0 0 1 1	0 1 1 ,	0円		0円
	トルを超えるも				011		011
	<u>0</u>						

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分 を除く。)を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の 住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数 料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合に おいて、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替え るものとする。
- (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分 の手数料の金額
- (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分 の手数料の金額

(2) 非住宅建築物の場合

(2) 列尼 已是来伤**>奶日							
<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額						
	申請に係る建築物	その他の場合					
	が、建築物のエネル	申請に係る建 左記以外の					
	ギー消費性能の向	築物が、建築 評価方法に					
	上に関する法律第	物のエネルギ より評価さ					
	2条第3号に規定	一消費性能の れたもので					
	する基準又はこれ	向上に関する ある場合					
	と同等の基準に適	法律第2条第					
	合するものとして	3号の規定に					
	市長が別に定める	より定められ					
	方法により技術的	た簡易な評価					

		審査を受けたもの である場合	方法であって 市長が別に定 める方法によ り評価された ものである場 合	
非住宅建築物	床面積が300 平方メートル以 内のもの	10,100円		260,40 <u>0円</u>
	床面積が300 平方メートルを 超え2,000	28,900円	<u>157,30</u> <u>0円</u>	
	平方メートル以 内のもの 床面積が2,0 00平方メート	<u>86,800円</u>	<u>254,70</u> <u>0</u> 円	
	ルを超え5,0 00平方メート ル以内のもの		011	011
	床面積が5,0 00平方メート ルを超え10, 000平方メー	137,400円	<u>332,60</u> <u>0円</u>	

トル以内のもの							
床面積が10,	173	600円	399	, 80	8 5	4,	20
000平方メー				0円			0円
トルを超え2							
5,000平方							
メートル以内の							
<u>もの</u>							
床面積が25,	217	, 000円	469	, 00	9 7	5,	0 0
000平方メー				0円			0円
トルを超えるも							
<u>0</u>							

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物 をいう。

(3) 複合建築物の場合

<u>区分</u>	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定	複合建築物の形態に応じて、(1)及び(4)
申請をする場合又は複	の金額の合計額又は(2)、(3)及び(4)
合建築物の住戸部分及	の金額の合計額とする。この場合において、4
び複合建築物全体の認	の(1)の表中「申請戸数」とあるのは、「総
定申請をする場合	戸数」と読み替えるものとする。
	(1)4の(1)の表の一戸建ての住宅の手数

料の金額 (2)複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた 4の(1)の表の共同住宅等の住戸部分の 手数料の金額 (3)複合建築物の共用部分の床面積に応じた 4の(1)の表の共同住宅等の共用部分の 手数料の金額 (4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外 の部分の床面積に応じた4の(2)の表の 非住宅建築物の手数料の金額 複合建築物の住戸部分 複合建築物の形態に応じて、4の(1)の表の の認定申請をする場合 一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請 をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の 住戸部分の手数料の金額

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外 の部分(共用部分を除く。)を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を 有しない1戸の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一 戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分(共用部分 を除く。)を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分を

<u>いう。</u>

5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の 共用部分をいう。

別表第7 (第2条関係)

行政不服審査法関係手数料

	1. 1 3/11		
手数料を徴収する	<u>区分</u>	<u>交付の方法</u>	手数料の金額
<u>事務</u>			
行政不服審査法第	1 文書又は図	電子複写機に	白黒の場合
38条の規定に基	面の場合	より用紙に複写	1 枚につき 1
づき審理員が行う		したものの交付	0円
提出書類等の写し		(日本工業規格	カラーの場合
等の交付及び同法		<u>A3判以下の大</u>	1枚につき
第81条の規定に		きさの用紙を用	40円
基づき同条の機関		いて行うものに	
が行う主張書面等		限る。)_	
の写し等の交付	2 電磁的記録	機器及びプロ	白黒の場合
	<u>の場合</u>	<u>グラムにより用</u>	<u>1枚につき1</u>
		紙に出力したも	0円
		のの交付(日本工	カラーの場合
		業規格A3判以	1枚につき
		下の大きさの用	40円
		紙を用いて行	

うものに限る。)

- <u>1</u> <u>用紙の両面に使用するときは、片面を1枚として料金の額を算定する。</u>
- 2 日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさで換算した枚数分の料金の額とする。

亀山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

改正前

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」 という。)第4条第1項の規定に基づき、市立の小学校、中学校、幼 稚園及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び 学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾 病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」 という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を 定めるものとする。

(通知)

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。) <u>(幼保連携型認定こども園にあっては、市長。第4条において同じ。)</u>は、補償を受けるべき者に対して、その者が法によって権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(報告、出頭等)

第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、 補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、 報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診 (趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、市立の小学校、中学校及び幼稚園 の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」という。)の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 学校医等の災害が公務上のものであるときは、亀山市教育委員 会(以下「教育委員会」という。)

(報告、出頭等)

第4条 教育委員会は、補償の実施のため必要があると認めるときは、 補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、 報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診

 断若しくは検案を受けさせることができる。
 (委任)

 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則 (幼保連 携型認定こども園にあっては、規則)で定める。
 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則 で定める。

亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

电田川水陸町休月ず未守の以順及の連番に関すると	転車を足める余例の一部を以正9 a 宋例利旧対照衣
改正後	改正前
(職員)	(職員)
第29条 (略)	第29条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事
業所A型に勤務する保健師 <u>、看護師又は准看護師</u> を、1人に限り、保	業所A型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u> を、1人に限り、保
育士とみなすことができる。	育士とみなすことができる。
(職員)	(職員)
第31条 (略)	第31条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事
業所B型に勤務する保健師 <u>、看護師又は准看護師</u> を、1人に限り、保	業所B型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u> を、1人に限り、保
育士とみなすことができる。	育士とみなすことができる。
(保育所型事業所内保育事業所の職員)	(保育所型事業所内保育事業所の職員)
第44条 (略)	第44条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業
所内保育事業所に勤務する保健師 <u>、看護師又は准看護師</u> を1人に限り、	所内保育事業所に勤務する保健師 <u>又は看護師</u> を1人に限り、
保育士とみなすことができる。	保育士とみなすことができる。
(小規模型事業所内保育事業所の職員)	(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業 所内保育事業所に勤務する保健師<u>、看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、 保育士とみなすことができる。

第47条 (略)

- 2 (略)
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業 所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限 り、保育士とみなすことができる。

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正行	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	改正前					
(名称及び位置)		(名称及び位置)					
第2条 センターの名称及び位置は、	次のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称	名称 位置		位置				
(略)	(略)	(略)	(略)				
東部地区コミュニティセンター 亀山市阿野田町3497番地		東部地区コミュニティセンター	亀山市阿野田町 <u>1672番地</u>				
(略)		(略)	(略)				
関南部地区コミュニティセンター	亀山市関町萩原172番地3						

亀山市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

	小担争来寺の前	(直守に関する)	表例の一部を以上 9 る 条例 利 旧 列 9		-				
改正征	发		改正前						
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)						
給水区域	給水人口	1日最大給水量	給水区域	給水人口	1日最大給水量				
アイリス町、市ヶ坂町、上野町、江ヶ	49,700人	30,900立	アイリス町、市ヶ坂町、上野町、江ヶ	49,000人	36,500立				
室一丁目、江ヶ室二丁目、小野町、海		方メートル	室一丁目、江ヶ室二丁目、小野町、海		方メートル				
本町、亀田町、北鹿島町、北野町、北			本町、亀田町、北鹿島町、北野町、北						
町、北山町、小下町、栄町、渋倉町、			町、北山町、小下町、栄町、渋倉町、						
住山町、関ヶ丘、関町泉ヶ丘、関町会			住山町、関ヶ丘、関町泉ヶ丘、関町会						
下、関町中町、関町富士ハイツ、太岡			下、関町中町、関町富士ハイツ、太岡						
寺町、高塚町、田村町、長明寺町、椿			寺町、高塚町、田村町、長明寺町、椿						
世町、天神一丁目、天神二丁目、天神			世町、天神一丁目、天神二丁目、天神						
三丁目、天神四丁目、天神町、中屋敷			三丁目、天神四丁目、天神町、中屋敷						
町、西町、西丸町、能褒野町、野村一			町、西町、西丸町、能褒野町、野村一						
丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村			丁目、野村二丁目、野村三丁目、野村						
四丁目、羽若町、東台町、東町一丁目、			四丁目、羽若町、東台町、東町一丁目、						
東町二丁目、東丸町、東御幸町、布気			東町二丁目、東丸町、東御幸町、布気						
町、太森町、本町、本町一丁目、本町			町、太森町、本町、本町一丁目、本町						
二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本			二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本						
丸町、みずきが丘、みずほ台、みどり			丸町、みずきが丘、みずほ台、みどり						
町、南鹿島町、南崎町、南野町、御幸			町、南鹿島町、南崎町、南野町、御幸						

町及び若山町並びに安坂山町、安知本町、阿野田町、井尻町、井田川町、小川町、加太板屋、加太市場、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、加太向井、川合町、川崎町、楠平尾町、木下町、下庄町、白木町、菅内町、関町市瀬、関町越川、関町小野、関町金場、関町人我、関町沓掛、関町木崎、関町坂下、関町自木一色、関町木崎、関町萩原、関町福徳、関町古原、関町鷲山、田茂町、中庄町、野村町、両尾町、辺法寺町、三寺町、山下町、和賀町及び和田町の一部

町及び若山町並びに安坂山町、安知本町、阿野田町、井尻町、井田川町、小川町、加太板屋、加太市場、加太梶ヶ坂、加太北在家、加太神武、加太中在家、加太向井、川合町、川崎町、楠平尾町、木下町、下庄町、白木町、菅内町、関町市瀬、関町越川、関町小野、関町金場、関町なり、関町自木一色、関町新所、関町荻原、関町福徳、関町古原、関町鷲山、田茂町、中庄町、野村町、両尾町、辺法寺町、三寺町、山下町、和賀町及び和田町の一部

	改正後								改正前								
別表象	別表第1(第2条、第26条関係)								別表第1 (第2条、第26条関係)								
	種類 離隔距離 (cm)				<u>種類</u>				離隔距離 (cm)_				_				
	1	_	<u>入力</u>	上方	側方	前方	<u>後方</u>	<u>備考</u>		1		<u>入力</u>	上方	側方	前方	後方	<u>備考</u>
炉	開放炉	使用温度が	<u>=</u>	<u>250</u>	200	300	200		炉	開放炉	使用温度が		<u>250</u>	200	300	200	
		800℃以上									800℃以上						
		<u>のもの</u>									<u>のもの</u>						
		使用温度が	<u> </u>	<u>150</u>	<u>150</u>	200	<u>150</u>				使用温度が		<u>150</u>	<u>150</u>	200	<u>150</u>	
		300℃以上8									300℃以上8						
		00℃未満の									00℃未満の						
		<u>もの</u>									<u>もの</u>						
		使用温度が	_	100	100	100	100				使用温度が		100	100	100	100	
		<u>300℃未満</u> のもの									<u>300℃未満</u> のもの						
	開放炉以外	使用温度が		250	200	300	200				使用温度が		250	200	300	200	
	IM IIX N 'EX / F	800℃以上		200	200	300	200			m X ' EX	800℃以上		200	200	300	200	
		のもの									のもの						
		使用温度が		150	100	200	100				使用温度が		150	100	200	100	
		300℃以上8									300℃以上8						
		00℃未満の									00℃未満の						
		<u>もの</u>								1	I	l	ı I	l		I	l l

106

	使用温度が 300℃未満		100	<u>50</u>	100	<u>50</u>						もの		100	FO	100	FO	
	300 C未価 のもの											使用温度が 300℃未満		100	<u>50</u>	100	<u>50</u>	
		21kW以下		<u>15</u>	<u>15</u>	15	注:浴					<u>のもの</u>						
ふ気不閉式置	ーナー取出	(ふろ用		<u>注</u>		7	槽との		半	密	浴室内設	外がまでバ	21kW以下	_	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	注1:
ろ体燃	口のないも	以外のバ				Ī	離隔距	ふ気	下閉	式	置_	ーナー取出	(ふろ用		注1			浴槽と
	<u>ග</u>	<u>ーナーを</u>					離は0	ろ体				口のないも	以外のバ				ĺ	の離隔
ま料外		もつもの					cmとす	が燃				<u>の</u>	ーナーを				ĺ	距離は
		<u>にあって</u> は42kW以				Ī	<u>るが、</u> 合成樹	ま料	<u>^\</u>				もつもの					<u>0 cmと</u> するが、
		下)				Ī	日成樹 脂浴槽						<u>にあって</u> は42kW以				Ī	合成樹
	<u></u> 内がま	21kW以下			60		(ポリ						下)				İ	脂浴槽
		(ふろ用					プロピ					内がま	21kW以下	_	_	<u>60</u>		(ポリ
		以外のバ				-	レン浴						(ふろ用					プロピ
		<u>ーナーを</u>				-	槽等)						以外のバ					レン浴
		もつもの				Ī	の場合						<u>ーナーを</u>				Ī	槽等)
		<u>にあって</u> は42kW以					は 2 cm とする。						もつもの				ĺ	<u>の場合</u> は2cm
		下)					<u> </u>						<u>にあって</u> は42kW以					<u>は 2 CIII</u> とする。
	外がまでバ	21kW以下		15	15	15							下)					
<u>置</u>	ーナー取出	(ふろ用									浴室外設	外がまでバ	21kW以下	_	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	
	口のないも	以外のバ								-	置	ーナー取出	(ふろ用					
												口のないも	以外のバ					

10	3(
----	----

の ーナーを もつもの にあって は当該バーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バーナーが21 kW以下) 外がまでバ 21kW以下 ーナー取出 ロのあるも 以外のバーナーを もつもの にあって は当該バーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー	の ーナーを もつもの にあって は当該バ ーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下) 15 60 15 外がまでバ フナー取出 ロのあるも の にあって は当該バ ーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー ローナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー 15 60 15	108
---	--	-----

	ナーが21 kW以下) 内がま 21kW以下 — 15 (ふろ用 以外のバーナーを もつもの にあって は当該バーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	60 —	ナーが21 kW以下) 内がま 21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつもの にあって は当該バーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)	109
密閉式	21kW以下 <u>2</u> (ふろ用 注 以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ	2 2 密閉式	21kW以下 <u></u> (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ	<u>2</u> <u>2</u> <u>2</u> <u>1</u>

1	1	
	- 1	

一ナーが 70kW以下 であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21 大のスカー 21kW以下 60 15 15 15 15 (ふろ用 以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが であって、は当該バーナーが 70kW以下であって、かつ、ふ ろ用バーナーが21 大ー・ボン21 大脚以下 大ー・ボン21 大脚以下 12 本場大 15 一ナー取出 (ふろ用 注 4.5	ーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下) 屋外用 21kW以下 (ふろ用 山外のバーナーを もつものにあって は当該バーナーが インーナーが 70kW以下 であって、 かつ、ふ ろ用バーナーが21kW以下) 半密 谷室内設 外がまでバ 21kW以下 注1	110
--	--	-----

1	1	1	۱

<u>ーナーを</u> <u>もつもの</u> <u>にあって</u> <u>は42kW以</u>	<u>株</u>	口のないも 以外のバ の -ナーを もつもの にあって は42kW以 下)	
は42kW以下 下) 21kW以下 — — — (ふろ用 以外のバーナーを もつもの にあって は42kW以下)		は42kW以 下) 内がま 21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあって は42kW以 下)	

1	1	
ı	ı	

	\$ 0.11 W.D.I.T. 4 5 4		(4) % kg % bu my = 1 d d 1 d
	<u>バ 21kW以下 — 4.5 — 4.</u>		
<u>置</u> ーナー取			ーナー取出 (ふろ用)
	も 以外のバ		口のないも 以外のバ
	<u>ーナーを</u>		<u>の </u>
	もつもの		<u>もつもの</u>
	にあって		にあって
	は当該バ		は当該バ
	ーナーが		<u>ーナーが</u>
	70kW以下		70kW以下
	であって、		であって、
	かつ、ふ		かつ、ふ
	ろ用バー		ろ用バー
	ナーが21		ナーが21
	kW以下)		kw以下)
外がまで	バ 21kW以下 <u>4.5 4.</u>	5	外がまでバ 21kW以下 <u>4.5</u> 4.5
ーナー取り			ーナー取出(ふろ用
	も以外のバ		口のあるも 以外のバ
	ーナーを		の ーナーを
	<u>もつもの</u>		<u>もつもの</u>
	にあって		にあって
	は当該バー		は当該バ
	ーナーが		
	70kW以下		ーナーが 701 WDI エ
	TORMPY I.	┘ ' 	70kW以下

11	3
----	---

	であって、	であって、
	<u>かつ、ふ</u> ろ用バー	かつ、 <u>ふ</u> ろ用バー
	ナーが21 kW以下)	ナーが21 kW以下)
内が	「ま 21kW以下 <u> </u>	<u> </u>
	<u>(ふろ用</u> 以外のバ	<u>(ふろ用</u> <u>以外のバ</u>
	<u></u>	<u>ーナーを</u> もつもの
	<u>もつもの</u> にあって	にあって
	<u>は当該バ</u> ーナーが	<u>は当該バ</u> ーナーが
	70kW以下	70kW以下
	であって、 かつ、ふ	であって、 かつ、ふ
	<u>ろ用バー</u> ナーが21	<u>ろ用バー</u> ナーが21
	<u>kW以下)</u>	<u>kW以下)</u>

密閉式	21kW以下 <u>2</u> 2 <u>2</u> 2 <u>注</u> 2
	以外のバ ーナーを もつもの
	<u>にあって</u> <u>は当該バ</u> ーナーが
	<u>70kW以下</u> であって、
	<u>かつ、ふ</u> ろ用バー ナーが21
<u>屋外用</u>	kW以下) 30 4.5 <u>4.5</u> (ふろ用
	以外のバ ーナーを
	<u>もつもの</u> にあって は当該バ
	<u>ーナーが</u> 70kW以下

密閉式	21kW以下 (ふろ用 以外のバーを もことが したもの にも当まが 70kW以下であっ、バー かつ、バー カーが21 kW以下)		<u>2</u> 注1	2
屋外用	21kW以下 (ふろ用 以外のバ ーナーを もつもの にあって は当該バ ーナーが 70kW以下	<u>30</u>	4.5	4.5

液		であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)				であって、 かつ、ふ ろ用バー ナーが21 kW以下)		
半密 バー 強制対流型 19kW以下 4.5 4.5 60 4.5 注1: 温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 暖燃以 料 閉式 ペい 房 外 機 ・ 不 燃 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	<u>液不燃</u>		1 7 7	<u>15</u> 5				
温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 使用す 暖燃以 脚株 閉式 ペル 房外 にあっては 水 ・ 不然 する。 半密閉式 強制 温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 暖燃以 料 閉式 ペル 房外 機 ・ 本で 大 燃 ・ 半密閉式 強制 温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 ・ 機 ・ 本で 大 燃 ・ 半密閉式 強制 温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 ・ ・								
	温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 暖燃以 料 閉式 ペい 房 外 機 ・			風道を 使用す るもの にあっ ては 15cmと する。	温気不閉 ナー 風体燃式・密が隠 暖燃以 料 閉式 ペい 房 外 機 ・ 不		1.0	7 1.0
	半密閉式 強制 温風を前方	26kW以下 100	15 150				<u>15 150</u>	<u>15</u>
		26kWを超 <u>100</u>		<u>15 ダクト</u>				

燃以				<u>下</u>					以外の	炒	以				下					使用す
料外	<u> </u>		温風を全周	26kW以下	100	150	150	<u>150</u>	場合に	彩	小			温風を全周	26kW以下	100	<u>150</u>	<u>150</u>	<u>150</u>	るもの
			方向に吹き						あって					方向に吹き						にあっ
			出すもの						<u>は</u>					出すもの						ては15
	d = = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1 = 1		強制排気型		<u>60</u>	10	100		100cm			A-111-A-		強制排気型		<u>60</u>	10	100		cmとす フ
	密閉式		<u>強制給排気</u> 型	26kW以下	<u>60</u>	<u>10</u>	100		<u>とす</u> る。			密閉式		<u>強制給排気</u> 型	26kW以下	<u>60</u>	<u>10</u>	100	10	<u>る。</u>
	半密閉式	強制	匡 温風を前方	70kW以下	80	5		5	<u>. 9 °</u>			半密閉式	強制	室 温風を前方	70kW以下	80	5		5	
不			向に吹き出	7 01111911	30	_	-	<u>-</u>			不	1 m M1×4		向に吹き出	TORWSY 1	00	<u>0</u>	-	<u>U</u>	
燃		<u>型</u>	<u>すもの</u>								燃			すもの						
			温風を全周	26kW以下	<u>80</u>	150	=	<u>150</u>						温風を全周	26kW以下	80	<u>150</u>	_	<u>150</u>	
			方向に吹き											<u>方向に吹き</u>						
			出すもの											<u>出すもの</u>						
	d 11 - 12			26kW以下	<u>50</u>	<u>5</u>	=	<u>5</u>						強制排気型		<u>50</u>	<u>5</u>	_		<u>注3:</u> ·····
	密閉式		強制給排気 型	26kW以下	<u>50</u>	<u>5</u>		<u>5</u>				密閉式		強制給排気型	26kW以下	<u>50</u>	<u>5</u>	=		<u>ダクト</u> 接続型
上計	L Lに分類され	しない	_		100	60	60	60			 - 記	 に分類され	したしい	_		100	60	60		<u>安航空</u> 以外の
ш	21-20 791 - 1	0 01 1	<u> </u>		100		<u>主</u> 注2				- н	1-71 /2 - 1	0.04.	0.12		100	<u> </u>	<u>3</u> 注3		奶店 場合に
																				あって
																				は100c
																				mとす
											1			T.						<u>る。</u>
												開放式		ドロッ	14kW以下	100	<u>15</u>	<u>15</u>	15	注4:

開放式 厨気不 房体燃 設燃以 備料外	組込型 14kW以下 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ド ル付こ と チャド と ネット 型こん ラット リル付 コート コート コート コート コート コート コート コート コート コート	100 1:	15 注 機注 本体 上 側 は の 距 示 す。	原体 以 外		プイン 式こん キ ドネ ット型 グリル 人 ろ	注 4	注4機器本 体上方 の側方 又は後 方の離 隔距離 を示 す。
<u>開放式</u> 不 <u>燃</u>	ドル付 こんろ 据置型 21kW以下 レンジ 組込型 14kW以下 こんろ ・グリ ル付こ	100 <u>1</u> <u>消</u> 80 <u>(</u>	<u>15</u> <u>注</u> <u>0</u>	<u>不</u> 燃	開放式	据置型 21kW以下 レンジ ドロッ 14kW以下 プイン 式こん ろ、キ ャビネ	注4	15 15 注 4 <u></u> 0

I I	I I				ĺ
	んろ・				
	グリド				
	ル付こ				
	んろ、				
	キャビ				
	ネット				
	型こん				
	ろ・グ				
	リル付				
	こんろ				
	グリ				
	ドル付				
	こんろ				
	据置型 21kW以下	80	0		0
	レンジ				
上記に分類されない		250	200	300	200
もの	800℃以上				
0.12					
	<u>のもの</u>				
	使用温度が一	<u>150</u>	100	200	100
	300℃以上8				
	00℃未満の				
	<u>もの</u>				

	ット型 グリル 付こん ろ				
	<u>据置型</u> 21kW以下 レンジ	80	0	=	0
上記に分類されないもの	使用温度が — 800℃以上 のもの	<u>250</u>	200	300	200
	使用温度が — 300℃以上8 00℃未満の もの	<u>150</u>	100	200	100
	使用温度が <u></u> 300℃未満	100	<u>50</u>	100	<u>50</u>

	使用温度が 300℃未満		<u>100</u>	<u>50</u>	100	<u>50</u>
	のもの					
開放式	フードを付	7 kW以下	<u>40</u>	4.5	<u>4. 5</u>	4.5
ボ気不	けない場合					
イ体燃 ラ燃以	フードを付	7 kW以下	<u>15</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	4.5
一料外半密閉式	ける場合	12kWを超		15	15	15
		12KW とんじ え42kW以		10	10	10
		<u>下</u>				
		12kW以下	_	<u>4. 5</u>	<u>4.</u> 5	4.5
密閉式		42kW以下	<u>4.</u> 5	<u>4.5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>
屋外用	フードを付	42kW以下	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
	けない場合					
	フードを付けて担人	42kW以下	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
開放式	<u>ける場合</u> フードを付	7 kW以下	30	4. 5		4. 5
不	けない場合	1 KWX 1	<u>50</u>	1.0		4.0
燃						
	フードを付	7 kW以下	<u>10</u>	4.5		4.5
	ける場合					
半密閉式		42kW以下	<u>=</u>	<u>4.5</u>	_	4.5
密閉式		42kW以下	<u>4.</u> 5	<u>4.5</u>	_	<u>4.5</u>

I I I	ı	I	1	1	ı	1
	<u>のもの</u>					
開放式	フードを付	7 kW以下	<u>40</u>	4.5	4.5	4.5
ボ気不	けない場合					
/体燃	フードを付	7 kW以下	<u>15</u>	4.5	4.5	4.5
ラ燃以	ける場合					
一料外半密閉式		12kWを超	=	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
		え42kW以				
		<u>下</u>				
		12kW以下	_	<u>4. 5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>
密閉式		42kW以下	<u>4.5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>
屋外用	フードを付	42kW以下	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
	けない場合					
	フードを付	42kW以下	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
	ける場合					
開放式	フードを付	7 kW以下	<u>30</u>	<u>4. 5</u>	=	<u>4. 5</u>
	けない場合					
燃						
	フードを付	7 kW以下	<u>10</u>	4.5	_	<u>4.</u> 5
	ける場合					
半密閉式		42kW以下	_	<u>4. 5</u>	_	<u>4. 5</u>
密閉式		42kW以下	<u>4.5</u>	<u>4. 5</u>	_	<u>4. 5</u>

屋外用 フードを付けない場合	42kW以下	<u>30</u>	4.5		4.5				屋外用	L	フードを付 けない場合	42kW以下	<u>30</u>	<u>4.</u> 5		4.5	
フードを付ける場合	42kW以下	<u>10</u>	4.5	=	4.5						フードを付ける場合	42kW以下	<u>10</u>	<u>4.</u> 5	=	4. 5	
不燃以外	12kWを超 え70kW以	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>			<u>></u>	下燃以外	<u>-</u>		12kWを超 え70kW以	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	
燃燃料	下 12kW以下	<u>40</u>	4.5	<u>15</u>				体 燃 ****	~ ↓4.b.			下 12kW以下	<u>40</u>		<u>15</u>	<u>4. 5</u>	
<u>料</u> 不燃	12kWを超 え70kW以 下	<u>50</u>	<u>5</u>		<u>5</u>			<u>料</u> Z	<u> </u>			12kWを超 え70kW以 下	<u>50</u>	<u>5</u>		<u>5</u>	
	12kW以下	<u>20</u>	1.5	=	1.5				<i>(</i>) \/	* (-)		12kW以下	<u>20</u>	1.5		1.5	
上記に分類されないもの	<u>23kWを超</u> <u>える</u>	120	<u>45</u>	<u>150</u>	<u>45</u>			上記	己に分類	iされない	<u>, f ())</u>	<u>23kWを超</u> <u>える</u>	120	<u>45</u>	<u>150</u>	<u>45</u>	
	23kW以下	<u>120</u>	30	<u>100</u>	<u>30</u>		\parallel		1			23kW以下	<u>120</u>	<u>30</u>	<u>100</u>	30	
開放バーナー壁掛け型、ス気不式が露出つり下げ型	7 kW以下	<u>30</u>	<u>60</u>	100	4.5注: 対流		<u>ス</u>	ス気ブ		<u>バーナー</u> が露出	<u>壁掛け型、</u> つり下げ型	<u>7</u> kW以下	<u>30</u>	<u>60</u>	100	<u>4.</u> 5	
ト体燃半密 バー 自然対流型 一燃以	19kW以下	<u>60</u>	4.5	<u>4.</u> 5	4.5向が	<u>-</u>	<u> </u>	· 体修 - 燃じ	<u>米半密</u>	バー自然	対流型	19kW以下	<u>60</u>	<u>4.</u> 5	4. 5	4. 5	注5:
ブ料外閉式 ナー				<u>注</u>	<u>方向</u> 集中		ブ	/料夕		ナ <u>ー</u> が隠					注 5		<u>熱対流</u> 方向が
<u>・密</u> <u>が隠</u> 閉式 ペい					<u>乗中</u> る場					<u>小院</u> ペい							万回か 一方向
開放バーナー壁掛け型、	7kW以下	<u>15</u>	<u>15</u>	80						バーナー	壁掛け型、	7 kW以下	<u>15</u>	<u>15</u>	80	4.5	に集中

	式が露	出	つり下げ型						ては60		不	式が露	<u>出</u>	つり下げ型						する場
燃		自然対	<u> </u>	19kW以下	<u>60</u>	4.5	4.5	4.5	cmとす		炒		自然	対流型	19kW以下	60		<u>4. 5</u>		<u>合にあ</u>
	閉ナー						<u>注</u>		<u>る。</u>			閉式ナー						注 5	Ī	<u>っては</u>
	式·密 が隠 閉式 ペ い											密 が隠閉式 ぺい							-	50cmと する。
	半密閉式		機器の全周	39kW以下	150	100	100	100				半密閉式	自然	機器の全周	39kW以下	150	100	100	100	7 98
液不	3	対流	から熱を放								液不		対流	から熱を放						
体燃	<u>大</u>	型	散するもの								体燃	\$	<u>型</u>	散するもの						
燃止			機器の上方	39kW以下	<u>150</u>	<u>15</u>	100	<u>15</u>			燃以	4		機器の上方	39kW以下	<u>150</u>	<u>15</u>	100	<u>15</u>	
料夕	<u> </u>		又は前方に								料外	<u> </u>		又は前方に						
			<u>熱を放散す</u> るもの											<u>熱を放散す</u> るもの						
	半密閉式			39kW以下	120	100		100				半密閉式	自然	機器の全周	39kW以下	120	100		100	
	5	対流	から熱を放								不		対流	から熱を放						
<u> </u>	太	型	散するもの								燃	4	型	散するもの						
			機器の上方	39kW以下	<u>120</u>	5		<u>5</u>						機器の上方	39kW以下	120	<u>5</u>	_	<u>5</u>	
			<u>又は前方に</u> 熱を放散す											又は前方に 熱を放散す						
			<u> 然を放取り</u> るもの											さもの						
上言	<u>-</u> 己に分類され				150	100	150	100			上記	 	しない			150	100	150	100	
	開放式		衣類乾	5.8kW以	<u>15</u>	4.5	4. 5	4.5				開放式		衣類乾	5.8kW以	15	4. 5	4. 5	4. 5	
乾気不	5		燥機	<u>下</u>						乾	気不	_		燥機	<u>下</u>					
燥体燃	<u> </u>									燥	体燃	4								

設燃以備料外								燃以料外								
開放式 不 燃		5.8kW以 下	<u>15</u>	4.5		4.5		不燃	開放式	<u>t</u>	衣類乾 燥機	5.8kW以 下	<u>15</u>	4. 5		4. 5
<u>80</u>	<u>内部容積が</u> 1 立方メー トル以上の もの		100	<u>50</u>	100	<u>50</u>		<u>上記</u> もの			内部容積が 1立方メー トル以上の もの	_	100	<u>50</u>	<u>100</u>	<u>50</u>
	<u>内部容積が</u> 1 立方メー トル未満の もの		<u>50</u>	30	<u>50</u>	30					内部容積が 1立方メー トル未満の もの	_	<u>50</u>	<u>30</u>	<u>50</u>	30
	フードを付 ナない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	簡	気不		,	フードを付 けない場合	7 kW以下	<u>40</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>
	フードを <u>付</u> ナる場合	7 kW以下	<u>15</u>	4.5	4.5	4.5		,体燃 燃以	A 27		<u>フードを付</u> ける場合	7 kW以下	<u>15</u>	4. 5	<u>4. 5</u>	4.5
	フードを付 ナない場合	12kW以下	<u>40</u>	4.5	4.5	4.5	<u> </u>	料外	<u> </u>		フードを付 けない場合	12kW以下	<u>40</u>	4. 5	<u>4.</u> 5	4. 5
	フードを付 ナる場合	12kW以下	<u>15</u>	4.5	4.5	4.5	<u>備</u>	i			フードを付 ける場合	12kW以下	<u>15</u>	4. 5	4.5	4.5
半密閉式		12kW以下		4.5	4. 5	4. 5			半密閉	月式		12kW以下	_	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>
密閉 常圧貯蔵型		12kW以下	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	<u>4.5</u>			密閉	常圧貯蔵型	<u> </u>	12kW以下	<u>4.5</u>	<u>4. 5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>

式	<u>!</u>	瞬間型	調理台型	12kW以下		0		0
			壁掛け型、	12kW以下	<u>4.</u> 5	4.5	<u>4. 5</u>	<u>4.5</u>
			据置型					
屋	外月	<u> </u>	フードを付	12kW以下	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
			けない場合					
			フードを付	12kW以下	<u>15</u>	15	<u>15</u>	<u>15</u>
		T	ける場合					
開	<u>放</u>	常圧貯蔵	フードを付	7 kW以下	<u>30</u>	4.5	=	4.5
不式	1	<u>型</u>	けない場合					
燃			フードを付	7 kW以下	<u>10</u>	4.5	_	<u>4. 5</u>
			ける場合					
		瞬間型	フードを付	12kW以下	30	4.5	_	<u>4. 5</u>
			けない場合					
			フードを付	12kW以下	<u>10</u>	<u>4. 5</u>	=	<u>4. 5</u>
			ける場合					
半	密队	月式		12kW以下	_	<u>4.5</u>	_	<u>4. 5</u>
密	閉	常圧貯蔵型	<u> </u>	12kW以下	<u>4. 5</u>	<u>4.5</u>	_	<u>4. 5</u>
式	1	瞬間型	調理台型	12kW以下	_	0	_	0
			壁掛け型、	12kW以下	<u>4.</u> 5	4.5		4.5
			据置型					
屋	外月	<u> </u>	フードを付	12kW以下	<u>30</u>	<u>4. 5</u>	=	<u>4. 5</u>
			けない場合					

	式	瞬間型	調理台型	12kW以下		0		0
			壁掛け型、	12kW以下	4. 5	4. 5	4. 5	4.5
			据置型					
	屋外月	<u> </u>	フードを付	12kW以下	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
			けない場合					
			フードを付	12kW以下	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
		T	ける場合					
	開放	常圧貯蔵	フードを付	7 kW以下	30	<u>4. 5</u>	=	<u>4.5</u>
1	式	<u>型</u>	けない場合					
炒	<u> </u>		フードを付	7 kW以下	<u>10</u>	4.	=	<u>4.5</u>
			ける場合			5		
		瞬間型	フードを付	12kW以下	<u>30</u>	4.5	<u>=</u>	<u>4.5</u>
			けない場合					
			フードを付	12kW以下	10	<u>4. 5</u>	<u> </u>	<u>4.5</u>
			ける場合					
	半密	閉式_		12kW以下		<u>4. 5</u>		<u>4.5</u>
	密閉	常圧貯蔵型	ī.	12kW以下	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	_	<u>4.</u> 5
	式	瞬間型	調理台型	12kW以下	_	0	_	0
			壁掛け型、	12kW以下	<u>4.5</u>	4.5	=	<u>4.</u> 5
			据置型					
	屋外周	<u> </u>	フードを付	12kW以下	<u>30</u>	4.5	=	4.5
			けない場合					

				フードを付 ける場合	12kW以下	<u>10</u>	<u>4. 5</u>		<u>4.</u> 5					フードを付 ける場合	12kW以下	<u>10</u>	<u>4.5</u>	=	<u>4.</u> 5
	不	燃以夕	<u> </u>		12kW以下	<u>40</u>	<u>4.5</u>	<u>15</u>	<u>4.</u> 5		Z	下燃以外	<u> </u>		12kW以下	<u>40</u>	<u>4.</u> 5	<u>15</u>	<u>4.</u> 5
1	液不	燃			12kW以下	<u>20</u>	1.5	=	<u>1.5</u>	<u> </u>	友/	下燃			12kW以下	<u>20</u>	<u>1.5</u>		1.5
	体 燃 料										本 然 斗								
		<u>半密</u>	常圧貯蔵型	<u> </u>	12kWを超	_	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>			<u>半密</u>	常圧貯蔵型	<u> </u>	<u>12kWを超</u>	_	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
		閉式			え42kW以 一							下閉式			え42kW以 一				
	体燃		1000日日 平川		下 101 W 犬, #77		1.5	1.5	1.5	湯位		l i	11年11月		下 101 W 子, #77		1.5	1.5	1.5
	燃以料外		瞬間型		12kWを超 え70kW以		<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>		T		瞬間型		12kWを超 え70kW以		<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
設	1-121				下					設	1/2				下				
備		密閉	常圧貯蔵型	<u> </u>	<u>.</u> 12kWを超	4. 5	4.5	4. 5	4. 5	備		密閉	常圧貯蔵型	<u></u>	<u>.</u> 12kWを超	4.5	4. 5	4. 5	4. 5
		式			え42kW以							式			え42kW以				
				.	<u>下</u>									T	<u>下</u>				
			瞬間型	調理台型	12kWを超	_	0	_	0				瞬間型	調理台型	<u>12kWを超</u>	_	0	=	0
					え70kW以										<u>え70kW以</u>				
					<u>下</u>										下				
				壁掛け型、	12kWを超	<u>4. 5</u>	<u>4.5</u>	4.5	4.5					壁掛け型、	<u>12kWを超</u>	4.5	4.5	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>
				据置型	え70kW以									据置型	え70kW以				
					<u>下</u>										<u>下</u>				
		屋外	常圧貯蔵	<u>フードを付</u>	12kWを超	<u>60</u>	15	<u>15</u>	<u>15</u>			屋外	常圧貯蔵	フードを付	12kWを超	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>

11.1	1 1		I	I					
		<u>用</u>	<u>型</u>	けない場合	<u>え42kW以</u> 下				
				フードを付		<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
				ける場合	<u>え42kW以</u>				
			<u>瞬間型</u>	フードを付	<u>下</u> 12kWを超	60	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
				けない場合					
				フードを付	<u>下</u> 12kWを超	15	15	15	15
				ける場合	<u>え70kW以</u>				
		半密	常圧貯蔵型	[<u>下</u> 12kWを超		4. 5		4.5
	不	閉式		-	<u>え42kW以</u>				
	燃		瞬間型		<u>下</u> 12kWを超		4. 5		4. 5
			91119 <u>11</u>		え70kW以				11.0
		密閉	常圧貯蔵型		<u>下</u> 12kWを超	4 5	4 5		4.5
		玄 闭 式	帝/工則 似空	<u> </u>	12kwを超 え42kW以	<u>4. 5</u>	4. 5		4.5
					下				
			<u>瞬間型</u>	調理台型	12kWを超 え70kW以		<u>0</u>		0
					下 下				

用 型 けない場合 2.42kW以 下 2 15 15 15 15 15 15 15	1 1	l F		1	ı	1	1			
フードを付ける場合 12kWを超 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15			<u>用</u>	<u>型</u>	けない場合					
ける場合 え42kW以 下 日 12kWを超 60 15 15 15 15 15 15 15 1						下				
下 下 下 下 下 下 下 下 下 下					フードを付	12kWを超	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
瞬間型 フードを付 12kWを超 60 15 15 15 15 15 15 15 1					ける場合	え42kW以				
けない場合 え70kW以 下 12kWを超 15 15 15 15 15 15 15 1						<u>下</u>				
下 T T T T T T T T T				瞬間型	フードを付	<u>12kWを超</u>	<u>60</u>	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
フードを付 12kWを超 15 15 15 15 15 15 15 1					けない場合	え70kW以				
対る場合 え70kW以 下 12kWを超 一 4.5						<u>下</u>				
下 上密 常圧貯蔵型 12kWを超 一 4.5 一 4.5 不閉式 大名2kW以 下 上 上 上 上 上 上 上					フードを付	12kWを超	<u>15</u>	<u>1</u> 5	<u>15</u>	15
半密 常圧貯蔵型 12kWを超					ける場合	え70kW以				
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学						下				
			半密	常圧貯蔵型	<u>[</u>	12kWを超	=	<u>4.</u> 5	_	4.5
瞬間型 12kWを超 _ 4.5 _ 4.5 _ 4.5 _ 4.5 之70kW以 下 下 空閉 常圧貯蔵型		不	閉式			え42kW以				
窓閉 常圧貯蔵型 12kWを超 4.5 4.5 — 4.5 式 242kW以 下 膨間型 調理台型 12kWを超 — 0 — 0 270kW以		燃				下				
密閉 常圧貯蔵型 12kWを超 4.5 4.5 — 4.5				瞬間型		12kWを超		4.5		4.5
密閉 常圧貯蔵型 12kWを超 4.5 4.5 — 4.5						え70kW以				
式 え42kW以 下 瞬間型 調理台型 12kWを超 — 0 — 0 え70kW以						下				
<u>下</u> 瞬間型 調理台型 12kWを超 — 0 — 0 え70kW以			密閉	常圧貯蔵型	<u>[</u>	12kWを超	4.5	4. 5		4. 5
瞬間型 調理台型 12kWを超 0 0 0 270kW以			式			え42kW以				
<u> </u>						下				
<u> </u>				瞬間型	調理台型	12kWを超		0	_	0
						下				

	壁掛け型 <u>、</u> 据置型	12kWを超 え70kW以 下	4. 5	4. 5		4.5					壁掛け型、 据置型	12kWを超 え70kW以 下	<u>4.5</u>	4. 5		<u>4.</u> {
<u>屋外</u> <u>常圧貯蔵</u> <u>用</u> 型		上 12kWを超 え42kW以 下	30	4.5		4. 5			<u>屋外</u> 用	常圧貯蔵 型 型		上 12kWを超 え42kW以 エ	3 0	<u>4.</u> <u>5</u>	_	4.
		<u>下</u> 12kWを超 え42kW以 下	<u>10</u>	4.5		4. 5					<u>フードを付</u> ける場合	<u>T</u> 12kWを超 え42kW以	10	4.	_	<u>4.</u>
瞬間型	フードを付 けない場合		<u>30</u>	4.5		4.5				<u>瞬間型</u>		<u>下</u> 12kWを超 え70kW以 下	3 0	4.	_	4.
		<u>12kWを超</u> <u>え70kW以</u>	<u>10</u>	4.5		4. 5					フードを付 ける場合	12kWを超 え70kW以	10	<u>4.</u> <u>5</u>	_	4.
不燃以外		下 12kWを超 え70kW以 下	60	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>		液	不燃以	<u> </u> 外		下 12kWを超 え70kW以	6 0	15	15	1 5
体 燃不燃 料		<u>ト</u> 12kWを超 え70kW以 下	<u>50</u>	<u>5</u>	_	<u>5</u>		体 燃 料	<u>不燃</u>			<u>下</u> 12kWを超 え70kW以	5 0	<u>5</u>	<u>=</u>	
上記に分類されない。		<u>下</u> 	60 100	15 30	60 100	15 4. 5	<u> </u>	上	記に分類	類されない バー 前方が		<u>下</u> 二 7 kW以下	60 100	15 30	60 100	_

移	気	式	ナ <u>ー</u>	全周族	女射型	7 kW以下	100	100	100	100	熱対流	移	₹ [>	下式	ナ <u>ー</u>	全周別	女射型	7 kW以下	100	100	100	100
動	体於	然	が露								方向が	動作	本点	然	が露							
式	燃以	^ᇇ	<u>出</u>								一方向	式次	然」	以	<u>出</u>							
ス	料夕	<u> </u>	<u>バー</u>	自然対	寸流型	7 kW以下	<u>100</u>	4.5	<u>4. 5</u>	4.5	に集中	スオ	針夕	<u>\</u>	バー	自然対	対流型	7 kW以下	<u>100</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>
7			<u>ナー</u>						注1		<u>する場</u>	7			<u>ナー</u>						注5	
			が隠	強制対	付流型	7 kW以下	<u>4.</u> 5	4.5	<u>60</u>	<u>4.5</u>	合にあ					強制対	対流型	7 kW以下	<u>4.5</u>	<u>4. 5</u>	<u>60</u>	<u>4. 5</u>
ブ			<u>~\\\</u>								っては	ブ	_		~\\\`							
		開放	<u>バー</u>	前方族	女射型	7 kW以下	80	<u>15</u>	80		60cmと			開放	バー	前方放	女射型	7 kW以下	80	<u>15</u>	80	<u>4. 5</u>
	7	式		全周方	女射型	7 kW以下	80	80	80		する。					全周別	女射型	7 kW以下	80	80	80	80
	炒	<u> </u>	が露								注2:		炒		が露							
			<u>出</u>								方向性				<u>出</u>							
				自然対	対流型	7 kW以下	80	4.5		4.5	を有す				バー	自然対	対流型	7 kW以下	80	4. 5		4. 5
			ナー						注1		<u>るもの</u>				ナー						注5	
				強制対	寸流型	7 kW以下	<u>4.</u> 5	4.5	60	<u>4. 5</u>	にあっ				_	強制文	<u>対流型</u>	7 kW以下	4.5	4.5	60	<u>4. 5</u>
			<u>~\\\</u>								ては				<u>~\\\</u>							
		開放式		放射型	_	7 kW以下	100	<u>50</u>	100		100cm			開放式	_	放射型		7 kW以下	100	<u>50</u>	100	<u>20</u>
	液7			自然文		7 kWを超	<u>150</u>	100	100	100	とす		夜 /			自然対	<u>対流型</u>	7 kWを超	<u>150</u>	100	100	100
	体燃					<u>え12kW以</u>					<u>る。</u>		本炒					<u>え12kW以</u>				
	燃厂					<u>下</u>							然」					<u>F</u>				
	料夕	<u> </u>				7 kW以下	100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	1		針 夕	<u>^\</u>				7 kW以下	100	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
					温風を前方	12kW以下	100	<u>15</u>	100	<u>15</u>							温風を前方	12kW以下	100	<u>15</u>	100	<u>15</u>
					向に吹き出												向に吹き出					
				<u>型</u>	<u>すもの</u>]	IШ				<u>型</u>	すもの					

			7 kWを超 え12kW以 <u>下</u> 7 kW以下	100 100	150 100	150 100	150 100						温風を全周 方向に吹き 出すもの	7 kWを超 え12kW以 <u>下</u> 7 kW以下	100	150 100			
開放式	放射型	L	7 kW以下	80	30	<u>100</u>	<u>100</u> 5				開放式	放射	⊥ 型	7 kW以下	80	30	100	5	
	自然文	 対流型	7kWを超	<u>120</u>	100		100			不		自然		7kWを超	120	100		100	
<u>燃</u>			<u>え12kW以</u> <u>下</u>							燃				<u>え12kW以</u> <u>下</u>					
			7kW以下	<u>80</u>	30	_	<u>30</u>							7kW以下	80	<u>30</u>	_	30	
	強制	温風を前方	12kW以下	<u>80</u>	<u>5</u>	=	<u>5</u>					強制	温風を前方	12kW以下	80	<u>5</u>	_	<u>5</u>	
		<u>向に吹き出</u> <u>すもの</u>										<u>対流</u> 型	<u>向に吹き出</u> <u>すもの</u>						
		温風を全周	7kWを超	<u>80</u>	<u>150</u>	_	<u>150</u>						温風を全周	7kWを超	80	<u>150</u>	=	<u>15 O</u>	
			<u>え12kW以</u>											<u>え12kW以</u>					
		出すもの	<u>下</u>										出すもの	<u>下</u>					0 - 1
田休姆料			7 kW以下	100	100	<u> </u>	100			日休	燃料			7 kW以下	100	100	<u> </u>		<u>生6:方</u> 句性を
固体燃料				100	<u>50</u> 注 2	<u>50</u> 注 2	<u>50</u> 注 2			<u> 111年</u>	<u> </u>				100	<u>50</u> 注 6	<u>50</u> 注 6	<u>50</u> 注 6 7	
開放!	ニーナー	卓上型こん	5.8kW以	100	15	<u>15</u>	<u>15</u>	注:機			開放 バー	<u>ナー</u>	卓上型こん	5.8kW以	100	<u>15</u>			ものに
	,	ろ (1日)	<u>下</u>					器本体	調約		式が露	出	ろ (1口)	<u>下</u>					あって
理体燃 用燃以		卓上型こん	14kW以下	100	<u>15</u> 沙	<u>15</u>		<u>上方の</u> 側方又	理作用條				卓上型こん	14kW以下	100	<u>15</u> 注 4	<u>15</u>	15½ 注4	<u>は100</u>
器料外		ろ(2口以			<u>注</u>		<u>任</u>	<u>関力 </u>	器業				ろ(2口以			<u>仕4</u>		住4	

1	29
•	_ `

<u>具</u>		<u>上)、卓上</u> 型グリル付						は後方	<u> </u>			<u>上)、卓上</u> 型グリル付						<u>とす</u> る。	
	<u>ーー</u> 部が		7 kW以下	100	<u>15</u>	<u>15</u>		<u>距離を</u> 示す。		ナー	部が	<u>こんろ</u> <u>卓上型グリ</u> ル	7 kW以下	100	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>		
	部が	<u>卓上型オー</u> ブン・グリ ル(フード	7 kW以下	50	4. 5	4.5	4.5			~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	部が	卓上型オー ブン・グリ ル(フード	7 kW以下	<u>50</u>	4. 5	4.5	4.5		
	<u> </u>	を付けない 場合)_	7 kW以下	<u>15</u>	4. 5	4. 5	4. 5				<u> </u>	を付けない 場合) 卓上型オー	7 kW以下	15	4. 5	4. 5	4. 5		129
		デエ主 ガン・グリ ル (フード を付ける場	7 KWPX	10	4. 0	4.0	4.0					デエミャ ブン・グリ ル (フード を付ける場	7 81124	10	4.0	4.0	4.0		
		<u>合)</u> 炊飯器(炊	<u>4.7kW以</u> 下	30	10	10	10					<u>合)</u> 炊飯器(炊 飯容量4リ	4.7kW以 下	<u>30</u>	10	<u>10</u>	10		
		ットル以 下) 圧力調理器		30	10	10	10					ットル以 下) 圧力調理器		30	10	10	10		
		<u>(内容積1</u> 0リットル		30	10	<u>10</u>	<u>10</u>					(内容積1 0リットル		<u>30</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	10		

			<u>以下)</u>						Ц				以下)_					
	バーナ	<u>–</u>	卓上型こん	<u>5.8kW以</u>	<u>80</u>	0	=	0	ΙF	開放	バー	ナー	卓上型こん	5.8kW以	<u>80</u>	0	=	<u>(</u>
	が露出	·	ろ(1口)	<u>下</u>					不	式	が露	<u>出</u>	2 (2,1)	<u>下</u>				
燃			卓上型こん	14kW以下	80	0	=	0	燃				注:機械本		80	0	=	(
			ろ (2口以										体上方の	<u>下</u>				
			上)・グリ										側方又は					
			<u>ル付こん</u>										後方の離					
			ろ・グりド										隔距離を					
	s L.		ル付コンロ	= 1 mpl =	0.0							L +>+	示す。	51 mN =	0.0			
				7 kW以下	<u>80</u>	0	_	0					<u>卓上型グリ</u>	7 kW以下	80	0	=	
1 1	ナー部		<u>///</u>								ナー		<u> </u>					
	が隠開		上「五」上	71 1111	0.0	4 5		4.5			が隠		上工工工	71 1111 7	0.0	4 5		
			卓上型オー	7 KW以下	30	<u>4. 5</u>	=	<u>4. 5</u>					卓上型オー	7 KW以下	30	<u>4. 5</u>	=	4.
			ブン・グリ										ブン・グリ					
	<u>⊮</u> =		<u>ル(フード</u> を付けない										<u>ル(フード</u> を付けない					
	V	_	<u>を刊りない</u> 場合)									<u>v ·</u>	場合)					
		Ī	勿日/_ 卓上型オー	7 LWU T	10	4.5		4. 5					勿旦// 卓上型オー	7 LWU 5	10	4. 5		4.
			<u> </u>	7 KWEX	10	4.0	-	4. 0					ブン・グリ	7 KWDA T	10	4. 0		4.
			ル(フード										ル(フード					
			た (/										を付ける場					
			と1717 3 3 3 1 合)										合)					
		ſ	□/ 炊飯器(炊	4 7kWC/	15	4. 5		4. 5					<u>口</u> 炊飯器(炊	4 7kWC/	15	4. 5		4.

<u>飯容量4リットル以下)</u> 圧力調理器 (内容積10 リットル以 下)	<u>F</u>	<u>15</u> <u>4.5</u>	<u> </u>	5	飯容量4リ ットル以 下) 圧力調理器 (内容積10 リットル以 下)	<u>下</u>	5 <u>4.5</u>	_	4.5
不燃以外	6kW以下	<u>100</u> <u>15</u>	<u>15 15</u>	<u> </u>	不燃以外	6 kW以下 100	<u>15</u>	<u>15</u>	<u>15</u>
	<u>6 kW以下</u>	<u>80</u> <u>0</u>)		6 kW以下 80	0	=	0
動体式燃ニ料				_	動体式燃ニ料				
ん <u>固体燃料</u> ろ		100 30	30 30	<u>)</u>	<u>ん</u> 固体燃料 <u>ろ</u>	<u> </u>	30	<u>30</u>	30
不燃以外	2 kW以下	<u>4. 5</u> <u>4. 5</u>	<u>4. 5</u> <u>4. 5</u>	注:温		2 kW以下 4.5	4.5	4.5	4.5注7:
電電		<u>注</u> 注	注 注	風の吹	<u>電電</u>	注7	注7	注7	注7温風の
気気不燃	2 kW以下	0 0		き出し	気気 温 不燃	2kW以下 () 0		<u>吹き出</u>
		<u>注</u> 注	<u>注</u> 注	方向に			_	<u>二</u> 注 7	0 し方向 注7 にあっ
<u>温</u> 風 器				<u>あって</u> は60cm	<u>風</u> 器	1	1111	ш.	<u>エーにあっ</u> ては60
				とす					cmとす
				<u>る。</u>					<u>る。</u>

不燃	電気こん	こんろ部	4.8kW以下(1 口	100	2	2	2注1:
電電以外	ろ、電気	分の全部	あたり2kWを超				機器本
灵灵							
	レンジ、	又は一部	<u> え3kW以下)</u>				体上方
調	電磁誘導				<u>20</u>		<u>20</u> の側方
理	加熱式調				注1		注1 又は後
用	理器(こ				1.0		方の離
<u>機</u> 器	<u>んろ形態</u>	ないもの			10		10 隔距離
益	<u>のものに</u> 限る。)				注2		<u>注2</u> (こん ろ部分
	X O。 /		4.8kW以下(1 口	100	<u>2</u>	2	2 が電磁
			あたり1kWを超				誘導加
			<u> え2kW以下)</u>		<u>15</u>		15 熱式調
					注1		注1理器で
							ない場
					<u>10</u>		<u>10</u> 合にお
					注2		注2ける発
							熱体の
			4.8kW以下(1口	100	2	2	2外周か
			あたり1kW以下)	_	10	_	<u>10</u> らの距
					注1		<u>注1</u> 離)を
					注2		注2示す。

電電不燃以外	4.8kW以	100	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	
気気	下	=	<u>20</u>		<u>20</u>	注8:
	(1口当		注8		注8	機器本
	たり 2 kW					体上方
	を超え3					の側方
3	kW以下)					又は後
	4.8kW以	<u>100</u>	2	2	2	方の離
	下	=	<u>15</u>		<u>15</u>	隔距離
	(1口当		注8		注8	(発熱
	<u>たり1kW</u>					体の外
	を超え2					周から
	kW以下)					<u>の距</u>
	4.8kW以	100	<u>2</u>	<u>2</u>		離) を
	下	=	<u>10</u>		<u>10</u>	<u>示す。</u>
	(1口当		注8		注8	
	たり 1 kW					
	以下)_					
不燃	4.8kW以	80	0		0	
	下					

こんろ部 5.8kW以下 分の全部 (1口当たが電磁誘 3kW以下) 導加熱式 調理器の もの 不燃 電気こん こんろ部 4.8kW以下 ろ、電気 分の全部 (1口当たレンジ、又は一部 W以下) 電磁誘導 が電磁誘	一 10 一 10体上方 注 2 注 2の側方 又は後方の離 気気 80 0 0 隔距離	(1口当 一 0 一 0 上 0 注8 たり3kW 注8 以下) 4.8kW以 100 2 2 2 2注9: 下 一 20 一 20電気レ (1口当 たり2kW たり2kW を超え3 注8 注8 こんろ 部分が
加熱式調 連器 (こ 調理器で んろ形態 ないもの のものに 限る。) こんろ部 5.8kW以下 分の全部 (1口当た が電磁誘 3kW以下) 導加熱式	注1 注1 注2 禁2 熱式調理器の 場合における おける 発熱体 一0 の外周のからの	kW以下) 二 10 二 10電磁誘注9 注9 注9導加熱 式調理 4.8kW以 100 2 2 2器の場合の場合の本では8 下 二 15 二 15合の本では8 たり1kW 二 10 二 10の側方で超え2 を超え2 注9 又は後
<u>調理器の</u> もの	<u>注 2</u> <u> </u>	kW以下) 方の距 4.8kW以 100 2 2 2 2 確(発 下 一 10 一 10 無(発 (1口当 注8 注8 外周か たり1kW 上 2 2 2

				以下) らの距 不燃 4.8kW以 80 0 一 0離)を下 下 0 一 0示す。 (1 口当 注8 注8 注8 たり 3 kW 以下) 注8 注8 気 のもの 下 一 10 一 10 注8 注8 注8 成 り 3 kW 以下) 上 8 注8 がり 3 kW 以下) 上 8 上 8 注8 がり 3 kW 以下) 上 9 一 0 一 0 一 0 一 0 一 0 一 0 一 0 一 0 一 0 一
不燃以外電電	2 kW以下 <u>1</u>	10 <u>4.5 4.5</u> 注 注	4.5注:排 注気口面	<u>にもりるkw</u> <u>以下)</u> 器
気気 <u>不燃</u> 天 火	2 kW以下]	10 4.5 —	4.5にあっ 注ては10 cmとす	不燃以外 2 kW以下 10 4.5 4.5 4.5 注10: 電電 注10 注10 注10 排気口 気気不燃 2 kW以下 10 4.5 — 4.5面にあ
不燃以外電電	電熱装置を 2 kW以下 1	10 4.5 4.5 注 注	る。 4.5注:排 注気口面	大 注10 注10っては 10cmと 水 10cmと 不燃以外 電熱装置を 2kW以下 10 4.5 4.5 4.5 4.5 する。

子気	不燃	電熱装置を	2kW以下	10	4.5	_	4.5	にあっ	電		有するもの			注10	注10	注10
V		有するもの			注		<u>注</u>	ては10	子	気不燃	電熱装置を	2kW以下	10	<u>4. 5</u>	_	<u>4. 5</u>
ン								cmとす	V		有するもの			注10		注10
ジ								<u>る。</u>	\geq							
			2 kW以下	100	30	100	<u>4. 5</u>		ジ							
電電		(壁取付式														
灵戾		フィドナルチ							H	IAN D.I. A.I	26-1-1/.6 LTU	0.1 #101 #	100	0.0	100	
		及び天井取 付式のもの								不燃以外	前方放射型	2kW以下	100	30	100	<u>4. 5</u>
ス		11 X(1) 8 (1)							電気気		<u>(壁取付式</u> 及び天井取					i
		を除く。)							X()	×	付式のもの					
			2kW以下	100	100	100	100		<u>۲</u>		11240000					
ブ		(壁取付式									を除く。)					
		及び天井取							_		全周放射型	2kW以下	100	100	100	100
		付式のもの							ブ		(壁取付式					i
		を除く。)_									及び天井取					i
		自然対流型	2kW以下	100	<u>4.5</u>	<u>4. 5</u>	<u>4.5</u>				付式のもの					
		(壁取付式									を除く。)					
		及び天井取									自然対流型	2kW以下	100	<u>4. 5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>
		付式のもの									(壁取付式					i
	- 165	を除く。)									及び天井取					
	<u>不燃</u>		2 kW以下	80	<u>15</u>	_	<u>4. 5</u>				付式のもの					
		(壁取付式									を除く。)					

11 1 1	及び天井取			1	I				<u>不燃</u>	前方放射型	2 FM57 P	80	15		4. 5	1
	付式のもの								<u> </u>	(壁取付式	ZKWZ	<u>80</u>	10		4. 0	
	<u>下</u>									及び天井取						
		0.1 11111	0.0	0.0		0.0										
		2 kW以下	<u>80</u>	80		80				付式のもの						
	(壁取付式									<u>を除く。)</u>						
	及び天井取										2kW以下	80	80		80	
	<u>付式のもの</u>									(壁取付式						
	<u>を除く。)</u>									及び天井取						
	自然対流型	2 kW以下	80	0	=	0				付式のもの						
	(壁取付式									<u>を除く。)</u>						
	及び天井取									自然対流型	2kW以下	80	0		0	
	付式のもの									(壁取付式						
	を除く。)									及び天井取						
不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	<u>4.5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4.</u> 5	4.5				付式のもの						
電電不燃	食器乾燥器	1 kW以下	<u>0</u>	0		0				<u>を除く。)</u>						
気気									不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	<u>4.5</u>	<u>4.</u> 5	<u>4. 5</u>	<u>4. 5</u>	
乾								電電	<u>不燃</u>	食器乾燥器	1 kW以下	<u>0</u>	0	=	0	
燥								気気	Ĺ							
器								乾								
不燃以外	衣類乾燥	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1:	燥								
電電	機、食器乾						前面に	器					_	_		
気気	燥機、食器						排気口		不燃以外	衣類乾燥	3 kW以下	4.5	4. 5	4. 5	4. 5	
<u>乾</u>	洗い乾燥機						を有す	電電		機、食器乾						

1	2	7
	U	1

l i i	1		İ	l 1	ı	ĺ			111	1		i i	ĺ	ĺ	ĺ	1 11
燥									気気	<u>ī</u>	燥機、食器					
機	不燃	衣類乾燥	3 kW以下	<u>4.</u> 5	0	_	0	る機器	乾		洗い乾燥機					
		機、食器乾		注1	注 2	注2	注2	にあっ	燥	不燃	衣類乾燥	3 kW以下	4.5	0	_	0注11:
		燥機、食器						ては0	機		機、食器乾		注11	注12	注12	注12前面に
		洗い乾燥機						cmとす			燥機、食器					排気口
		<u> </u>						<u>る。</u>			洗い乾燥機					を有す
								<u>。</u> 注2:			10 TE/// 1/X					る機器
								排気口								にあっ
								面にあ								てはり
								っては								cmとす
								4.5cm								<u>る。</u>
								とする。								
	不燃以外	温度過昇防	10kW以下	<u>4. 5</u>	0	0	0	-								
電電		止装置を有														
気気	į.	するもの								不燃以外	温度過昇防	10kW以下	<u>4.5</u>	0	0	0注12:
温	不燃	温度過昇防	10kW以下	0	0		0		電電		止装置を有					排気口
水		止装置を有							気気	<u>t</u>						
器		するもの									するもの					面にあ
									温	不燃	温度過昇防	10kW以下	0	0	_	0っては
									水		止装置を有			-		4.5cm
┃╚┸			l						器		するもの					<u>とす</u>
									ПП		<u>7 'N U V ∕</u>					<u>こ,</u> る。
																<u>る。</u>
備者	ž. <u>7</u>								備者	2						

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料 以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物 等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有 効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料 以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物 等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。